

城里町議会全員協議会会議録

日時 平成30年3月20日(火)

午前10時13分

場所 城里町役場 3階 議場

1. 出席議員(12名)

議員	桜井和子君	議員	河原井大介君
議員	加藤木直君	議員	阿久津則男君
議員	猿田正純君	議員	小林祥宏君
議員	藤咲芙美子君	議員	杉山清君
議員	片岡藏之君	議員	小塚孝君
議員	菌部一君		
議員	三村孝信君		

1. 欠席議員

議員	関誠一郎君	議員	鯉淵秀雄君
----	-------	----	-------

1. 説明のため出席した者の職氏名

町	長	上遠野	修			
教	育	長	高岡秀夫			
まちづくり	戦略課	長	鯉淵弘之			
総	務	課	長	大貫忠男		
町	民	課	長	柳橋司朗		
財	務	課	長	大曾根直美		
税	務	課	長	阿久津忠昭		
健	康	保	険	課	長	高堀義美
長	寿	応	援	課	長	加藤薫
福祉	こども	課	長	山口利春		
農業	政策	課	長	兼	皆川尊志	
農業	委員会	事務局	長			
都市	建設	課	長	桧山正春		
下	水	道	課	長	山崎秀樹	
会計	管理者	(会計課	長)	鈴木貴司		
水	道	課	長	河原井明		

教育委員会事務局長

五 町 義 徳

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長

阿久津 雅 志

主 任 書 記

松 崎 英 明

書 記

市 村 真 紀

議会全員協議会次第

- 1 開 会
- 2 町長祝辞
- 3 議員代表あいさつ
- 4 議員並びに役職員の自己紹介
- 5 協議案件
 - (1) 座長の選出
 - (2) 平成30年第2回城里町議会臨時会提案事項について
- 6 閉 会

午前10時13分開会

開 会

○議会事務局長（阿久津雅志君） 高いところから失礼いたします。

このたびは城里町議会議員一般選挙におきましてご当選されましたことまことにおめでとうございます。改めましてお祝い申し上げます。

また、本日は何かとご多用のところご出席をいただきありがとうございます。

ただいまから議会全員協議会を開きます。

ご承知のとおり、まだ議会の構成並びに人事等がなされておられませんので、議長選出までの間、僭越ではございますが私が進行をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

また、本日、鯉淵議員、関議員から欠席のご連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

ここで、町長よりご祝辞をいただきます。

町長祝辞

○議会事務局長（阿久津雅志君） 町長、上遠野修君。

○町長（上遠野 修君） 本日は、平成30年第2回議会臨時会に提案します議案等につきまして事前に議会議員の皆様にご説明するため、全員協議会の開催をお願いいたしましたところ、公私ご多用なところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、去る2月25日に執行されました城里町議会議員一般選挙におきまして、激戦の末、見事当選の栄に浴され、城里町議会の議員としまして町政発展にご尽力賜りますようお願いし、お祝いを申し上げます。まことにおめでとうでございます。

さて、本日の全員協議会ですが、条例改正を初め、議案24件について担当課長より説明を申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。お祝いの挨拶とさせていただきます。

○議会事務局長（阿久津雅志君） ありがとうございます。

議員代表の挨拶

○議会事務局長（阿久津雅志君） 次に、議会を代表いたしまして、年長議員であります小林祥宏議員からご挨拶をいただきます。演台までご登壇願います。

○年長議員（小林祥宏君） 改めましておはようございます。年長議員ということで一言ご挨拶をさせていただきます。

さて、先月の25日に行われた城里町議会議員一般選挙において14名の議員が当選いたしました。厳しい選挙をくぐり抜けた精鋭たちでございまして、一人一人がそれぞれ町民の期待を担ってここに来ているわけでございます。その町民の負託にしっかり応えるような議員活動、議会活動になりますよう、よろしく願いを申し上げます。

そして、議会の役割をしっかり果たしているとの声が町民の皆様方から届けられますような議会活動、議員活動、議会運営がなされますことをご期待申し上げまして、私のご挨拶とさせていただきます。

本日は大変ご苦労さまです。

○議会事務局長（阿久津雅志君） ありがとうございます。

議員並びに役職員の自己紹介

○議会事務局長（阿久津雅志君） ここで、議員並びに役職員の自己紹介をいたします。

初めに、議員よりお願いいたします。

自己紹介の順番は、桜井議員から数の若い順に大字、氏名程度でお願いいたします。

それでは、桜井議員からお願いいたします。

○議員（桜井和子君） 小勝の桜井和子でございます。よろしくお願いいたします。

○議員（加藤木 直君） おはようございます。高久地区の加藤木でございます。よろしくお願いいたします。

○議員（猿田正純君） おはようございます。上入野の猿田正純と申します。よろしくお願いいたします。

○議員（藤咲芙美子君） おはようございます。石塚の藤咲芙美子でございます。よろしくお願いいたします。

○議員（片岡藏之君） おはようございます。下赤沢の片岡藏之です。よろしくお願いいたします。

○議員（菌部 一君） おはようございます。徳蔵の菌部です。よろしくお願いいたします。

○議員（三村孝信君） おはようございます。石塚の三村孝信です。よろしくお願いいたします。

○議員（河原井大介君） 小坂の河原井大介です。よろしくお願いいたします。

○議員（阿久津則男君） 塩子の阿久津則男です。よろしくお願いいたします。

○議員（小林祥宏君） 孫根の小林祥宏です。よろしくお願いいたします。

○議員（杉山 清君） おはようございます。粟の杉山です。よろしくお願いいたします。

○議員（小唄 孝君） 役場に近い石塚の小唄孝です。よろしくお願いいたします。

○議会事務局長（阿久津雅志君） ありがとうございます。

続きまして、役職員ですが、ただいま出席しております町長、教育長、課長、局長でございます。出席要求書の順で自己紹介をお願いいたします。

○町長（上遠野 修君） 町長の上遠野でございます。役場の近くに住んでおります。よろしく申し上げます。

○教育長（高岡秀夫君） 昨年の7月13日付をもちまして教育長を拝命いたしました高岡秀夫と申します。住居は春園でございます。よろしく申し上げます。

○まちづくり戦略課長（鯉淵弘之君） まちづくり戦略課長の鯉淵と申します。よろしく申し上げます。

○総務課長（大貫忠男君） 総務課長の大貫です。よろしく申し上げます。

○町民課長（柳橋司朗君） 町民課長の柳橋と申します。よろしく申し上げます。

○財務課長（大曾根直美君） 財務課長の大曾根といいます。よろしく申し上げます。

○税務課長（阿久津忠昭君） 税務課長の阿久津でございます。よろしく申し上げます。

○健康保険課長（高堀義美君） 健康保険課長の高堀と申します。よろしく申し上げます。

○長寿応援課長（加藤 薫君） 長寿応援課の加藤です。よろしく申し上げます。

○福祉子ども課長（山口利春君） 福祉子ども課長の山口です。よろしく申し上げます。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（皆川尊志君） 農業政策課長と農業委員会の事務局長を兼ねています皆川です。よろしく申し上げます。

○都市建設課長（桧山正春君） 都市建設課長の桧山正春です。よろしく申し上げます。

○下水道課長（山崎秀樹君） 下水道課長の山崎秀樹です。よろしく申し上げます。

○会計管理者兼会計課長（鈴木貴司君） 会計管理者兼会計課長の鈴木でございます。よろしく申し上げます。

○水道課長（河原井 明君） 水道課長の河原井です。よろしく申し上げます。

○教育委員会事務局長（五町義徳君） 教育委員会事務局長の五町です。よろしく申し上げます。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 続きまして、議会事務局主任書記の松崎英明でございます。

○議会事務局主任書記（松崎英明君） 松崎英明です。よろしく申し上げます。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 同じく議会事務局書記の市村真紀でございます。

○書記（市村真紀君） 市村真紀です。よろしく申し上げます。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 最後に、私、議会事務局長の阿久津でございます。よろしく申し上げます。

協議案件

○議会事務局長（阿久津雅志君） それでは、早速、協議に入らせていただきます。

以後の会議を進めるため、座長の選出をしたいと思います。

座長につきましては、慣例により年長議員が務めることとなっておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、年長議員であります小林祥宏議員、座長席にご着席願います。

○座長（小林祥宏君） ただいま座長に指名されました小林祥宏でございます。しばらくの間座長を務めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。

なお、本日の全員協議会は、来る3月22日に招集されます平成30年第2回城里町議会臨時会に提案される事項等について事前にご協議をいただくものであります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

続きまして、本日の出席状況についてをご報告いたします。

欠席議員、鯉渕秀雄君、関 誠一郎君。

ほか全員出席であります。

それでは、早速、協議に入ります。

会議次第に従い、会議を進めてまいりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

なお、質問のある方は挙手をし、指名を得た上でご質問ください。

また、質問回数については3回までとなっておりますので、よろしくをお願いいたします。

日程第1の選挙第1号、さらに日程第2、選挙第2号について、常任委員会委員の選任について、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会事務局長より説明を求めます。

局長、阿久津雅志君。

○議会事務局長（阿久津雅志君） それでは、議事日程第1号、日程第2の議長の選挙について、議事日程第2号の日程第4、副議長選挙についてから日程第6、議会運営委員会委員の選任についてにつきましてをご説明申し上げます。

まず、議事日程第1号、日程第2の議長選挙についてでございますが、これは地方自治法の規定により議長1名を選挙するものでございます。

議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、その他議会活動を主催する職務を担当する者であり、議会を代表する議会の構成上欠くことのできない重要な地位でございます。

次に、議事日程第2号、日程第4の副議長の選挙についてでございますが、議長同様に、地方自治法の規定により副議長1名を選挙するものでございます。

副議長は、議長に事故あるときに、議長にかわってその職務を行うものでございます。

次に、日程第5の常任委員会委員の選任についてでございます。

常任委員会の選任は、地方自治法及び城里町議会委員会条例により委員は必ず1つの委

員会に所属することとなっております。総務民生常任委員会、教育産業常任委員会それぞれ7名を選任するもので、委員の選任は議長が会議に諮って指名することとされております。

次に、日程第6、議会運営委員会の選任についてでございます。常任委員会委員同様、地方自治法及び委員会条例により議会運営委員会の設置が規定されているものでございます。7人の委員を選任するもので、委員の選任は議長が会議に諮って指名することとされております。

以上、議事日程第1号、日程第2の議長の選挙についてから議事日程第2号、日程第6の議会運営委員会の選任についてにつきましてご説明申し上げました。

○座長（小林祥宏君） それでは、これよりご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（小林祥宏君） それでは、議案第2号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長、大貫忠男君。

○総務課長（大貫忠男君） 提出議案の概要についてご説明申し上げます。

議案第2号をごらん願います。

議案第2号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてであります。城里町七会町民センター内バーベキューコーナーのオープンに伴い、その入場料等を設定するものです。

以上、議案第2号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては議案第2号説明資料の1ページから2ページの新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○座長（小林祥宏君） 続いて、議案第2号に対するご質問をお受けいたします。

阿久津則男君。

○議員（阿久津則男君） 条例そのものは質問ないんですが、これ条例決まった場合に、オープン日程はいつのころを予定しているのかお伺いしたいと思います。

○座長（小林祥宏君） まちづくり戦略課長、鯉淵弘之君。

○まちづくり戦略課長（鯉淵弘之君） 阿久津議員の質問にお答えいたします。

予定としては、今準備中で、4月1日からオープンする予定でございます。

以上です。

○座長（小林祥宏君） 阿久津則男君。

○議員（阿久津則男君） 4月1日からオープンできるんですか。まだ何もつくってない様な感じでしたけれども。私は、早くても5月の連休かなと思って、あるいは8月の夏休み、その辺どちらかなのかなと思ったんですが、4月1日は無理でしょう。

○座長（小林祥宏君） 町長、上遠野修君。

○町長（上遠野 修君） 4月1日からオープンする予定でありまして、12月の議会の設置管理条例でそういった機能があるということは議決いただいております、それからいろんな機材の使用料も12月の議会の条例で議決いただいておりますが、入場料の規定だけ12月の条例で抜けていたものですから、それを今回つけ加えることとなっております。

山びこの郷は3月31日をもって閉館という予定になっておりまして、その間を切らさないために4月1日からということで考えております。

場所は、旧テニス部の部室の前のエリアを予定しておりまして、簡単な流し台の設置等も終わっておりますので、あとは移動式の機材を持ってきてすぐに行けるような状態に整っております。

○座長（小林祥宏君） 阿久津則男君。

○議員（阿久津則男君） もう設置してあるんですか、そのテニスコートのところに。二、三日前に行ったら何もなかったような気がしました。じゃあ、5月の連休の受け付けなんかはもうやっているんですか。

○座長（小林祥宏君） 戦略課長、鯉淵弘之君。

○まちづくり戦略課長（鯉淵弘之君） 阿久津議員のご質問にお答えいたします。

今、開発公社のほうのふれあいの里のほうで受け付け等は受け付けが進んでございます。

キャンプ場のこちらのテニスコートの前については、今備品等を購入している段階でございます。その中で、簡易な器具でございますので、倉庫から出してお貸しするような形になっております。施設としては、屋根を付れたり、そういう施設の設置等は考えておりません。

以上でございます。

○座長（小林祥宏君） ほかにございませんか。

藤咲芙美子君。

○議員（藤咲芙美子君） 前はバーベキュー機能機材の貸し出しだけで1,620円ということで、今回1人当たり220円の入場料を取って、そして1カ所当たり1,620円ということなんですけど、入場料を取らなければならないような理由があるんでしょうか。根拠を教えてくださいと思います。

○座長（小林祥宏君） 町長、上遠野修君。

○町長（上遠野 修君） 入場料を取らなくても確かに営業はできるんですが、ふれあいの里で入場料を200円取っているの、それと同じ料金体系にしたほうがいいんじゃないかということで、今の条例のままだと、入場料ただで1,620円の機材貸し出しでバーベキューができる状態が今の条例なんですけど、ふれあいの里と同じように1人200円入場料をちゃんといただいたほうがいいだろうということで提案をするものです。

取らなくても営業できるんじゃないか言われれば、取らなくても営業はできるかもしれませんが、その同じ開発公社の施設内での公平性という観点で同じ料金にしようというこ

とでございます。

○座長（小林祥宏君） 藤咲美美子君。

○議員（藤咲美美子君） 取らなくてもいいような状況であれば、利用者負担なくして取らないようにしていただければいいのかなと思います。

前例、慣例、恒例、そういうものをなくして新しくしたというところで、どうぞ利用してくださいというようなことで機材の貸し出しということだけで1,620円でいいんじゃないかと私は思うんですが。

○座長（小林祥宏君） まちづくり戦略課長、鯉淵弘之君。

○まちづくり戦略課長（鯉淵弘之君） 藤咲議員にお答えいたします。

開発公社のほうが運営することでございますので、同じ開発公社の施設の管理内ということで、料金設定はお願いしたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○座長（小林祥宏君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（小林祥宏君） 続いて、議案第3号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長、大貫忠男君。

○総務課長（大貫忠男君） 議案第3号をごらんいただきます。

議案第3号 城里町特別職の職員で非常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。国において特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するもの並びに厳しい財政状況に鑑み、引き続き特別職の給料を減額改正するものです。

主な改正点は、特別職の期末手当を0.05月分引き下げ、年間3.3月分とし、引き続き給料を、町長5%、副町長、教育長3%をそれぞれ減額するものです。

以上、議案第3号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては議案第3号説明資料の1ページから3ページの新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○座長（小林祥宏君） これより議案第3号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（小林祥宏君） 続いて、議案第4号を議題といたします。

執行部に説明を求めます。

総務課長、大貫忠男君。

○総務課長（大貫忠男君） 議案第4号をごらん願います。

議案第4号 城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。国においての人事院勧告に伴い、職員給与が改正されたことから条例の一部を改正するもの並びに再任用職員の職を追加をするものです。

主な改正点は、町職員の給与を平均0.2%、月額400円引き上げ、勤勉手当を0.1月分引き上げ、年間4.4月分とし、再任用職員の職を行政職1級の採用のほかに、行政職2級に追加するものです。

以上、議案第4号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては議案第4号説明資料の1ページから17ページの新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○座長（小林祥宏君） これより議案第4号に対するご質問をお受けいたします。

藤咲芙美子君。

○議員（藤咲芙美子君） これ、幹部、主幹、係長の2級、3級、4級の中に入っていますけれども、給与というよりも、その中身についてちょっとお聞きしたいんですけれども、技師の次に書記を加えるというようなことありますよね。この技師の次に書記を加え、2級は副支所長、それから副館長、副所長、参与の職務を加えということがあるんですけれども、この任務中身として書記が副支所長、副館長、副所長とか、そういうものが加えられるというのは名目だけなのか、それとも業務が全部入るのか、ちょっとそこら辺のところを説明していただきたいと思います。

○座長（小林祥宏君） 町長、上遠野修君。

○町長（上遠野 修君） ご質問に答えさせていただきます。

ちょっと答弁漏れがあったら申しわけないんですけれども、再任用職員で副支所長という新しいものですが、再任用になった職員などがそういったところに配属可能とできるように、実際配属されるかどうかわかりませんが、制度上そういったところに配置できるようにそういった規定を設けたわけでございます。

○座長（小林祥宏君） 藤咲芙美子君。

○議員（藤咲芙美子君） 配置できるようにということは、書記のままそちらのほうに配置して業務が多くなるということなんでしょうか。1人の人がどこにでも配置できるという意味なんですか。何かちょっとよくわかりませんので、もう少し詳しく教えていただきたいんですけれども。

○座長（小林祥宏君） 総務課長、大貫忠男君。

○総務課長（大貫忠男君） ただいまの質問にお答えいたします。

書記という役職につきましては、議会事務局の職員のみにつく役職でございます。

○座長（小林祥宏君） 藤咲芙美子君。

○議員（藤咲芙美子君） 書記は事務局のみですか。ということは副支所長、副館長、副所長、参与、そういういろんなものにその書記で異動できるということなんでしょうか。ちょっとよくわからないんですが。

○座長（小林祥宏君） 総務課長、大貫忠男君。

○総務課長（大貫忠男君） 説明に書いてある内容がちょっとあれかもしれないんですが、

書記というところで文章が切れます。それで同項に副所長、副館長、副支所長、参与の職務というようなこととなります。ちょっと書き方があれかもしれないんですが、条例等の書き方がこういう書き方になっていますので、ご了承のほどお願いいたします。

○座長（小林祥宏君） よろしいですか。

○議員（藤咲美美子君） いや、説明もう少ししてください。

○座長（小林祥宏君） 町長、上遠野修君。

○町長（上遠野 修君） 職務の複雑困難及び責任度が係長と同程度と認める書記の職務と書いてあると思うんですけれども、これは要は、町部局にいたときに係長だった人が議会事務局に行って書記という役職名で執務することができるという意味だと理解していただけますか。そういうことなんです。

○座長（小林祥宏君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（小林祥宏君） 続いて、議案第5号を議題といたします。

執行部に説明を求めます。

総務課長、大貫忠男君。

○総務課長（大貫忠男君） 議案第5号をごらん願います。

議案第5号 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。国において国民健康保険法施行令の一部が改正され、平成30年4月1日から施行されることに伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、県が保険者になるための関係文言を改正するものです。

以上、議案第5号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、議案第5号説明資料の1ページの新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○座長（小林祥宏君） これより議案第5号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（小林祥宏君） 続いて、議案第6号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長、大貫忠男君。

○総務課長（大貫忠男君） 議案第6号をごらん願います。

城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。地方税法及び航空燃料譲与税法の一部が改正され、平成30年4月1日から施行されることに伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、課税条例についての関係文言を改正するものです。

以上、議案第6号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては議案第6号説明資料の1ページから4ページの新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○座長（小林祥宏君） これより議案第6号に対するご質問をお受けいたします。

藤咲芙美子君。

○議員（藤咲芙美子君） この中では、ちょっとどのように変わったのかよく理解ができませんが、具体的に、簡単明瞭でいいですので、何がどう変わったのかを説明をお願いしたいと思います。

○座長（小林祥宏君） 健康保険課長、高堀義美君。

○健康保険課長（高堀義美君） 藤咲議員の質問にお答えします。

新旧対照表を見ていただきたいんですけども、第2条関係なんですけれども、現行は1項のみで基礎課税額、後期高齢者支援金課税額、介護納付金課税額をうたっておりますけれども、県が財政主体になりますので、それを明文化して1号、2号、3号に基礎額、課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額ということで明文化したものでございます。

以上です。

○座長（小林祥宏君） よろしいですか。

○議員（藤咲芙美子君） 大丈夫です。

○座長（小林祥宏君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（小林祥宏君） 続いて、議案第7号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長、大貫忠男君。

○総務課長（大貫忠男君） 議案第7号をごらん願います。

議案第7号 城里町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。城里町第7期介護保険事業計画に基づく介護保険料を規定するため、町条例の一部を改正するものです。

以上、議案第7号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、議案第7号説明資料の1ページから2ページの新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○座長（小林祥宏君） これより議案第7号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（小林祥宏君） 続いて、議案第8号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長、大貫忠男君。

○総務課長（大貫忠男君） 議案第8号をごらん願います。

議案第8号 城里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてであり

ますが、高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正され、平成30年4月1日から施行されることに伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、住所地特例の変更による関係文言を改正するものです。

以上、議案第8号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、議案第8号説明資料の1ページから3ページの新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○座長（小林祥宏君） これより議案第8号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（小林祥宏君） 続いて、議案第9号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長、大貫忠男君。

○総務課長（大貫忠男君） 議案第9号をごらん願います。

議案第9号 水戸地方農業共済事務組合同規約の一部を改正する規約についてであります。農業災害補償法が平成30年4月1日に農業保険法に改正されることに伴い、農業経営収入保険事業に関する共同処理をする事務を加えるため、規約の一部を改正するものです。

以上、議案第9号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、議案第9号説明資料の1ページの新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○座長（小林祥宏君） これより議案第9号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（小林祥宏君） 続いて、議案第10号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長、大貫忠男君。

○総務課長（大貫忠男君） 議案第10号をごらん願います。

議案第10号 城里町一般職の任期付町費教職員の採用に関する条例の制定についてであります。町立小学校の少人数学級への対応のため町単独で教職員を配置するため、任期付町費教職員の採用に関する条例を制定するものです。

以上、議案第10号についてご説明申し上げました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○座長（小林祥宏君） これより議案第10号に対するご質問をお受けいたします。

藤咲芙美子君。

○議員（藤咲芙美子君） この任期付の町費職員というか、これは大体主に産休要員として採用されるようなところだと思うんですけども、これは少人数学級編制だけに採用するものなのかお聞きいたします。

それから、この教職員が今何人ぐらい不足しているのか。小学校では何人ぐらい、中学

校では何人ぐらい不足しているのかお聞きしたいと思います。

それから、任期が5年に満たない場合ということを書いてあるんですけども、5年を超えない範囲内で任期を更新することができるということなんですけど、5年以上働きたいという希望があったときには、無期雇用申請を行った場合など受け入れられるんでしょうか、お聞きします。

あと、時間外勤務とかいろいろ3ページの7条の2の中に、緊急のやむを得ない必要があるときに限るということで条件がもろもろ出されていますけれども、1人の人への負担が過剰になるようなことはないのでしょうか。

それからあともう一つ、心身に与える負担の程度などということを書いてありましたが、これは誰が決めるのか、過剰になったときに相談できる人、横のつながりなどあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○座長（小林祥宏君） 教育委員会事務局長、五町義徳君。

○教育委員会事務局長（五町義徳君） 藤咲議員さんのご質問にお答えをいたしたいと思います。

この条例に関しては、産休とか代替教員、そういったものではございません。

それと2つ目なんですけれども、小・中学校の1学級の児童生徒数の標準、基準という言葉を使っているんですけども、40人と定められております。40人が1クラスなものですから、少人数学級を茨城県並びに城里町でも力を入れているところなんですけれども、そういったところを解消するために町費負担の教職員を採用するものでございます。

教員の不足があるかというご質問についてでございますけれども、教員の不足はございません。産休代替等についても非常勤講師等を雇用いたしまして対応をしております。

それと、任期につきまして、5年を超えない範囲ということなんですけれども、藤咲議員さんご指摘のとおり、5年を超えれば無期雇用にしなければなりません。そういったことで、いつ町単独の教職員の費用を使うか、そういったこともあるものですから、5年を超えない範囲内で改正労働契約法に基づく無期雇用にしないような状況で雇用するというものでございます。

時間外のご質問なんですけれども、教職員、第5条にもあるんですけども、実際の給与に上乗せして4%の上乗せという言葉を使っているんですけども、時間外をそういった中で給与の中に反映してございます。第7条のほうでは、極力そういった町教職員の雇用に当たった先生につきましては時間外を行えないようなことで行いますということでございます。どうしてもやむを得ない宿泊を伴うような時間外、そういったことについては6ページのほうで特殊勤務手当ということ支払ってございます。

心身に伴うものなんですけれども、特別職、管理者であります校長がそういった教職員の動向を逐一見て判断あるいは判定まであるんですけども、そういったことを行うことになっております。

以上でございます。

○座長（小林祥宏君） 藤咲美美子君。

○議員（藤咲美美子君） ありがとうございます。大分わかりました。

単独目標というか、これは育児休業とかそちらのものとは違うということでお答えいただきました。小学校40人クラスということでやっているということなんですが、じゃあ、40人クラスを目指しているための条例の制定ということで、今1クラス何人ぐらいになっているんでしょうか。それをやることによって解消できるのかということと、あと、5年を超えたら採用はもうできないということのようでしたが、5年というだけで、教員の免許を持っていて本当に5年で切られるという、子供たちへの愛着とか、そういうものについてには本当にそれでいいのかなということがあるんですけども、やる気のある人たちに対しては少し認めようとか、そういうようなものはないんでしょうか。何かとっても、5年ということで切られることによって子供たちへの愛着とか、それから真摯に教育に努めるとか、そういうものに対して本当にその人の人格が何か認められないような、ただ40人クラスをふやせばいいだけのよう、人をふやせば40人1クラスにできるというようなものにはしか見えないんですが、そこら辺のところ、働く教員の人権とか、そういうものまで見ているところなんですか、そこら辺のところちょっとお聞きしたいと思います。

○座長（小林祥宏君） 町長、上遠野修君。

○町長（上遠野 修君） この条例をつくった背景なんですけれども、わかりやすく言いますと、桂中学校で今度3年生、今2年生はもう来年3年生になるんですけれども、人数が1人足らなくて、今2クラスが1クラスに、何も手打たないとなってしまうので、これで条例をつくって、県が教員を出してくれなかった場合は町で加配を行って桂中の3年生が2クラス維持できるようにするために、この条例を今このタイミングで出しているわけです。特に桂中の生徒が40人ぎりぎりだったり、41になったり、39になったり、ぎりぎりのところで今揺れ動いていますので、そういうときに、ぎりぎりで1クラスじゃなくて、2クラスにできるような制度をあらかじめつくっておくための条例だというふうに思っただけならば、背景が理解しやすいんじゃないかというふうに思っております。

ただ、今回は桂中でそういうことがありましたけれども、ひょっとしたらほかの小規模校でも、小学校でもぎりぎりで複式になりそうとか、単独でなれるという、ぎりぎりの人数になる学年になるときがほかの小学校でも出てくるかもしれないんですが、そういうときにぎりぎりで複式にならないようにするとか、ぎりぎりで1クラスにならないようにするために条例をあらかじめつくっておくというふうに理解していただければありがたいです。

○座長（小林祥宏君） 高岡教育長。

○教育長（高岡秀夫君） 藤咲議員のご質問、町長に加えてお答えしたいと思います。

具体的に言いますと、桂中学校、今年度は1年生32名でございます、この場合には普通学級で、特別支援学級は除外してございます。32名、2年生が41名、当然2クラスです。3年生も59名ということで2クラスになります。今年度は1年生が1クラス、2年生が2クラス、3年生が2クラスの5学級でございます。

ただ、来年度新しく入ってくる1年生が40名、我々、危険学級と称しております。1人増減があるによって2学級になったり、1学級になったりという現象は、これいたし方のないことなんですけれども、新2年生は当然のことながら昨年の1年が上がりますので32名、新3年は実際41名だったところ40名になってしまいます。これ確定でございます。今の段階では。

そういうことで、町長からも何とかならないかということで、桂中の部分についてはということで何度も相談を受けました。私のほうとしまして、我々事務局、そして町長、校長会、いろんな面で校務分掌等の部分がございますので、そういう中で今年度2年生は2クラスであったにもかかわらず、来年度1クラスということでは、特に受験等の進路事務等もございますので、ただ先ほど基本的には県費負担教職員が基本でございますので、先ほど藤咲議員がおっしゃったような部分の町費負担の場合には非常勤ですので、TT等要員で残業等は全くございません。要するに、県費負担が得られない、町で何とかしなくてはいけない、学級をふやすためには。その現在では1名の部分でございます。

実際には、新1年も、新3年もどちらも20名ずつのクラスにしたいのが本音でございます。1つには講師がおりません。教職員の再任用等の問題で、再任用で1回やめた職員をというような県の方針もございまして、講師の取り合いでございます。今、教員を志望する方が非常に少ないんです。1.4倍、そのぐらいでしょうかね。そういうこともございまして、学級担任をできる講師が欲しいと同時に、5学級というのは一番教員にとっては大変なところでございます。教員の負担軽減ということを考えますと、例えば週の時間、学級を持っていきますと空き時間がなくなってしまう、一番嫌な学級が5学級、6学級なんです。そういうこともありまして、協議に協議を重ねて、3年生の部分だけは何とか町費でもってということで、我々、校長会、町長、苦肉の策で、本来でしたならば新しい1年生もしたいということではございます。

教員確保の面の課題等も考えまして、来年度は、新3年はぜひとも2学級を持続したいと。新1年生は来年そのかわり2クラスにしようということで、沢山小、桂小を私と町長でお邪魔したんですが、そこで保護者の方々にご理解いただいたと、1年間は我慢してくれと。来年は必ず2学級ということで。どうしても県の壁がございまして、県費教職員負担はなかなか難しいんで、40人を2学級というのはできないもんですから、ご了解いただけますでしょうか。

以上です。

○座長（小林祥宏君） よろしいですか。

藤咲芙美子君。

○議員（藤咲芙美子君） わかります。本当に大変な子供の少子化に対しての対策で考えているんだと思うんですけども、それは事情は大変によくわかるんですが、5年任期というのがちょっとひっかかったもんですから、ちょっと教師に対してのもっと働きたいのという思いがあっているのに5年でやめさせられなければならないということがやっぱりあるのかなと。そういうのは条件の上での採用にはなるんだと思うんですけども、もう少し何か考えてあげられればいいのかないかなというところもあるんですが、職員をふやすというわけにはいかないんですね。

○座長（小林祥宏君） 高岡教育長。

○教育長（高岡秀夫君） 藤咲議員のご質問にお答えいたします。

やみくもにふやすということは、定数ございますので。ただ今現在、先ほど申し上げましたように、講師不足が非常にございますので、本町としましては、もう5年過ぎるから採用しないというような部分はございません。ただ、いざいろいろと指導していただいて、いろんな学級の子供たちと云々というようなことで、指導力云々という部分は正直ございます。ただ、他市町村でも雇ってもらえますので、市町村間のそういう人事担当の者での情報交換というのは密にしておりますので、そういう点での勤務箇所についての本人たちが勤務したいのに解雇されるような、そういう状況は今現在ございません。

○座長（小林祥宏君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（小林祥宏君） 続いて、議案第11号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長、大曾根直美君。

○財務課長（大曾根直美君） 議案第11号 一般会計補正予算書をごらん願います。

議案第11号 平成29年度城里町一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

1 ページをごらん願います。

第1条、歳入歳出の予算総額に歳入歳出それぞれ3億9,989万円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ98億7,285万8,000円とするものです。

2 ページをごらん願います。

第1表歳入歳出予算補正であります。

まず、歳入であります。

1 款町税、2 項固定資産税であります。既定額に4,939万円を追加するもので、現年課税分の収入見込み増により増額するものであります。

3 項軽自動車税であります。既定額に356万円を追加するものです。現年課税分等の収入見込み増により増額するものです。

3款1項利子割交付金であります。既定額に93万3,000円を追加するもので、交付決定により増額するものであります。

6款1項地方消費税交付金であります。既定額に2,382万1,000円を追加するもので、交付決定により増額するものであります。

8款1項自動車取得税交付金であります。既定額に861万9,000円を追加するもので、収入見込み増に伴い増額するものであります。

11款1項地方交付税であります。既定額に440万9,000円を追加するもので、震災復興特別交付税の収入見込み増に伴い増額するものであります。

13款分担金及び負担金、1項負担金であります。既定額から239万9,000円を減額するもので、民生費負担金で保育料負担金収入の現年分及び過年分収入の見込み減により減額するものであります。

14款使用料及び手数料、1項使用料であります。既定額に13万4,000円を追加するもので、主なものは総務使用料で七会町民センター使用料100万5,000円の増額で、行政財産使用料及び幼稚園使用料等で収入見込みの減により減額するものであります。

2款手数料であります。既定額に63万円を追加するものです。衛生手数料でゴミ指定袋手数料収入を収入見込み増により増額するものであります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金であります。既定額から1,248万4,000円を減額するもので、交付決定により民生費国庫負担金で児童手当負担金1,261万1,000円及び衛生費国庫負担金で養育医療負担金10万5,000円を減額し、国民健康保険事業負担金を26万2,000円増額するものであります。

2項国庫補助金であります。既定額から357万9,000円を減額するもので、総務費国庫補助金で確定により地方創生推進交付金60万円、民生費国庫補助金で子ども・子育て支援交付金85万9,000円、土木費国庫補助金で612万5,000円等を減額し、臨時福祉給付金給付事業費補助金206万6,000円、及び一般廃棄物処理施設整備事業補助金207万6,000円を増額するものであります。

3項委託金であります。既定額に25万9,000円を追加するものです。民生費委託金で国民年金事務委託金の交付決定により増額するものです。

16款県支出金、1項県負担金であります。既定額から568万8,000円を減額するもので、民生費県負担金で、主なものは児童手当負担金353万6,000円の減、及び後期高齢者医療保険基盤安定負担金、障害者福祉負担金等をそれぞれ交付決定により減額するものであります。

3ページであります。

2項県補助金であります。既定額から1,001万4,000円を減額するものです。主なものは、総務費県補助金で、過疎地域自立支援交付金190万5,000円及び民生費県補助金、衛生費県補助金、農林水産業費県補助金等をそれぞれ交付決定により減額し、オリンピックキ

キャンプ誘致活動事業補助金4万1,000円、鳥獣被害防止促進補助金54万3,000円を増額するものであります。

3項委託金であります。既定額に62万5,000円を追加するもので、総務費委託金で個人県民税徴収取扱費を増額するものであります。

17款財産収入、1項財産運用収入であります。既定額に83万6,000円を追加するもので、財産貸付収入及び基金利子収入を増額するものです。

2項財産売払収入であります。既定額に804万1,000円を追加するもので、不動産等の売払収入821万6,000円の増、物品売払収入で17万5,000円の減額をするものであります。

18款1項寄附金であります。既定額から8,990万円を減額するものです。ふるさと応援寄附金で9,000万円を減額し、教育寄附金でかつら歯科クリニック様からの寄附金10万円を増額するものであります。

19款繰入金、1項特別会計繰入金であります。既定額に5万4,000円を追加するもので、確定により後期高齢者医療特別会計繰入金を増額するものであります。

2項基金繰入金であります。既定額に4億5,180万円を追加するもので、ふるさと創生基金繰入金20万円及びふるさと応援基金繰入金900万円を減額し、財政調整基金繰入金であります。4億6,100万円を公共施設等総合管理基金への積立金の財源として増額するものであります。

21款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料であります。既定額に324万4,000円を追加するもので、町税延滞金収入、見込み増により増額するものであります。

3項貸付金元利収入であります。既定額から107万8,000円を減額するものです。高額医療費貸付金返還金の70万円及び災害援護資金貸付金元金収入37万8,000円の減であります。

4項受託事業収入であります。既定額に4万2,000円を追加するもので、農業者年金受託事務費の確定により増額するものであります。

5項雑入であります。既定額から166万5,000円を減額するもので、市町村振興協会交付金239万9,000円、医療福祉費第三者返納金184万3,000円及び住民検診負担金等を減額し、場外車券売場交付金収入189万3,000円等を増額するものであります。

22款1項町債であります。既定額から2,970万円を減額するものです。総務債で町道1032、1081号線、徳蔵倉見線などの合併特例債事業債780万円、及び町道真端線などの過疎対策事業債2,190万円をそれぞれ減額するものであります。

続きまして、4ページをごらん願います。

歳出であります。

1款1項議会費であります。既定額から122万3,000円を減額するもので、議会議員報酬及び特別旅費等を減額するものであります。

2款総務費、1項総務管理費であります。既定額7億1,687万5,000円を追加するもの

で、人件費及び一般管理費でふるさと応援基金の積立金9,000万円を減額し、財産管理費、庁舎管理費、企画費等それぞれ事業確定により減額し、財政管理費で公共施設等総合管理資金8億2,178万5,000円の積立金を追加するものであります。

2項徴税费であります。既定額から357万2,000円を減額するもので、税務総務費で人件費280万円、賦課徴収費で物件費285万2,000円を減額し、過誤納還付金及び加算金208万円を増額するものであります。

3項戸籍住民基本台帳費であります。既定額から422万1,000円を減額するもので、人件費を減額するものです。

4項選挙費であります。既定額から130万6,000円を減額するもので、人件費を減額するものです。

3款民生費、1項社会福祉費であります。既定額から7,796万2,000円を減額するもので、主なものは社会福祉総務費で、国民健康保険特別会計（事業勘定）への繰出金7,355万3,000円、障害者福祉費で485万7,000円、後期高齢者医療特別会計事業への繰出金161万円等を減額し、高齢福祉費で介護保険特別会計（保険事業勘定）への繰出金1,203万8,000円を増額するものであります。

2項児童福祉費であります。既定額から2,616万円を減額するものです。児童福祉費総務費で児童手当1,823万円、保育所費で子ども・子育て支援交付金事業費補助金255万2,000円等を事業確定により減額するものであります。

4款衛生費、1項保健衛生費であります。既定額から973万8,000円を減額するものです。主なものは、予防接種業務委託費377万9,000円、母子衛生費及び健康増進事業費で健診委託料等をそれぞれ事業確定により減額するものです。

2項清掃費であります。既定額に872万3,000円を追加するもので、人件費及び各種委託料等を減額し、一般廃棄物処理施設建設費で用地購入費1,217万6,000円を増額するものです。

4項下水道費であります。既定額から345万1,000円を減額するもので、合併処理浄化槽設置事業費で、確定により補助金を減額するものであります。

5項農林水産業費、1項農業費であります。既定額から1,317万7,000円を減額するもので、人件費、各種補助金等及び農業集落排水事業特別会計への繰出金589万5,000円を減額するものであります。

2項林業費であります。既定額から92万9,000円を減額するもので、事業の確定により間伐委託事業費を減額し、有害鳥獣防護柵等設置事業補助金54万3,000円を増額するものであります。

6款1項商工費であります。既定額から7,430万5,000円を減額するもので、住宅新築事業費補助金450万円、観光費で記念品代等返礼品代費6,000万円等を減額し、観光施設費で健康増進施設使用料183万円を増額するものであります。

7 款土木費、1 項土木管理費であります。既定額から708万6,000円を減額するものです。人件費及び道路台帳補正委託料等を事業確定により減額するものです。

2 項道路橋梁費であります。既定額から6,002万8,000円を減額するもので、主なものは道路新設改良費で、道路改良工事費758万8,000円、町道改良移転補償物件費2,760万円の減及び道路維持費で用地購入費及び町道維持移転補償物件費等を減額し、橋梁維持費で橋梁点検業務等の委託料を事業確定により減額するものであります。

5 ページをごらん願います。

3 項河川費であります。既定額から11万8,000円を減額するもので、物件費を事業確定により減額するものです。

4 項都市計画費であります。既定額から1,989万9,000円を減額するもので、都市計画総務費で都市計画基礎調査業務委託料、公共下水道費で公共下水道事業特別会計への繰出金をそれぞれ事業確定により減額するものです。

5 項住宅費であります。既定額から145万2,000円を減額するもので、人件費を増額し、町営住宅管理業務委託料等を事業確定により減額するものです。

8 款 1 項消防費であります。既定額から367万9,000円を減額するもので、消防施設費で消火栓設置負担金221万2,000円等を事業確定により減額するものであります。

9 款教育費、1 項教育総務費であります。既定額から446万9,000円を減額するもので、人件費及び高校生通学費補助金250万円等を事業確定により減額するものです。

2 項小学校費であります。既定額から247万9,000円を減額するもので、学校管理費で物件費等161万8,000円及び教育振興費で扶助費等を事業確定によりそれぞれ減額するものです。

3 項中学校費であります。既定額から137万2,000円を減額するもので、教育振興費で事業確定により扶助費等を減額するものです。

4 項幼稚園費であります。既定額から209万円を減額するものです。幼稚園管理費及び延長保育事業で人件費等を減額するものです。

5 項社会教育費であります。既定額から171万9,000円を減額するもので、人件費及び物件費等を事業確定により減額するものであります。

6 項保健体育費であります。既定額から70万6,000円を減額するもので、人件費を減額するものであります。

11 款 1 項公債費であります。既定額から456万7,000円を減額するもので、利子で地方債償還金利子を減額するものです。

6 ページをごらん願います。

第 2 表繰越明許費であります。

2 款総務費から 7 ページ、8 款消防費まで21事業、3 億5,038万1,000円の翌年度に使用できる経費について繰り越しをするものであります。

8ページをごらん願います。

第3表債務負担行為補正であります。

平成30年度の業務、七会町民センターグラウンドの維持管理委託業務の2,500万円で、年度開始前の事前準備行為が必要な業務を追加するものであります。

第4表地方債補正であります。

変更につきましては、事業費の確定により一般廃棄物処理施設整備事業、町道1032、1081号線、町道0111号線、町道0207号線などの合併特例事業債及び町道真端線、こび山線の過疎債を変更するものであります。

以上が議案第11号 平成29年度城里町一般会計補正予算（第6号）につきましてのご説明ですが、詳細につきましては9ページから36ページの事項別明細書、給与費明細書をごらんいただきたいと思っております。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○座長（小林祥宏君） これより議案第11号に対するご質問をお受けいたします。

小坪孝君。

○議員（小坪 孝君） 8ページの債務負担行為について2,500万、今合併して十何年になりますけれども、この城里町で来年度予算にもう間近だという時期に来ているし、29年度についてはあと10日余りの期間に、債務負担行為が1回でもあったのかどうか、それ教えていただきたい。

○座長（小林祥宏君） 町長、上遠野修君。

○町長（上遠野 修君） 過去にさかのぼってはちょっとわかりませんが、今までは債務負担行為ではなくて、ことしは12月に債務負担行為はかなりたくさんあげましたが、予算承認前の準備行為で行っていたんですけれども、そうではなくて、きちんと債務負担行為を上げて、年度の開始前に契約準備をするというふうにこの辺から行っております。

○座長（小林祥宏君） 小坪孝君。

○議員（小坪 孝君） なぜ10日前なのに町長、債務負担行為。もう新しい議員さんも出てきて、そういう体制の中でやはりこういう債務負担行為を出すんじゃなくて、新年度の予算で皆さんにご理解をいただいて、予算を通しましょうというのがやっぱり町長の決意じゃないと、これを債務行為だっていって皆さんにあと10日余りなのに29年度の手形を約束をさせるなんていう、こういうのはよくないと思っております。

私が言いたいのは、要するに、ホロルの湯でも当時予算が1,000万かな……、金がないということで議会で否決になったんですけれども、そういう中でもホロルの湯でも債務負担行為だなんていって業務に支障も来さないし、ホロルの湯でさえ債務負担行為がなかったんですから、こういうことをやるべきではないと思っております。

それで町長、私言いたいのは、この間12月ですか、2,300万の追加工事の詳細を見せていただいた中で、グラウンドの補修の芝畑、2面芝の種をまいてありますって言うておき

ながら、いまだに芽が出ていないんですよ。駐車場も車どめをやったり何かで追加工事を出しておきながら、ぜんぜん事が進んでいない。それでテニスコートにさっきのパーベキューエリアですか、それにはいまだに、私がこの間見てきたときにはテニスコートのネットが張りっ放し、オープンしておきながら。看板には七会中学校の看板がいまだに記載されて、「アツマーレ」の看板が全然中のほうにない。七会中学校の看板が取りつけたまま。そういう形で議会の承認をもらっていただいている芝畑が全然芽が出ていない、芝の種もまいていない。そういう虚偽の説明を議員にして追加工事をもらっているということは、私はいかななものかなと。またこういう債務負担行為を出してきて、やっぱり理解をもらうというのは、ちょっとどうなのかなと思って。

きょうは午前中で終わると思いますので、皆さんで、新しい議員さんもいるようですので、七会のホーリーホックのグラウンドを機械で芝を刈った跡がもうがちゃがちゃになっているんですよ、芝刈り機が入って。私が見たところ。それを皆さんで午後から点検して、皆さんで集まって協議したいというか、現場を見たいなと思うんですけども、以上、それ提案して終わります。

○座長（小林祥宏君） 町長、上遠野修君。

○町長（上遠野 修君） まず、芝畑なんですけれども、今、グラウンド、真っ青なグラウンドになっていますが、あれは冬芝なんですね。芝畑のほうは夏芝を育てていまして、夏芝のほうは、スタジイ広場を見ていただいても今枯れた状態になっていますが、芝畑のほうは夏芝を養生していますので今は枯れています。4月、5月になると夏芝は自然と緑が復活してきますので、その緑が復活した後、今度は実は、今冬芝で緑になっている本体のグラウンドのほうも実は夏芝も下に、表面は見えませんが夏芝も実は下に隠れていまして、4月、5月になって冬芝が衰えてくると夏芝の緑が今度出てくるんですね。そのときに傷んだ夏芝の部分を今畑のところから、そのころには緑になっていますので、移植して補修しながら使うということなので、冬芝と夏芝の違いがあるので、その点をご理解いただきたいなというふうに思っております。

○座長（小林祥宏君） 小坏孝君。

○議員（小坏 孝君） 町長ね、この間見に行ったときに、私はあの芝畑見たんですよ。そうしたら、種もまいていないから、私が見られないようにシートを3枚張りにしてがっちりやっておいて、オープンしたら、今度はシートを被っておいて全然何もやっていない状態で、ただ砂が置いてあるだけ。そういう管理。何で私が行ったときにはシート3枚も重ねて見られないように張っておいて、町長がああとき、我々が見に行こうと言ったときには、急に見られたんでは困るなんて話されたから、きょうは絶対見せられませんかなんて強行に反対しているから、そういうのやっていないから反対したのかなという感じがして、あそこにシートを張って我々に見られないように。私は見に行ったんですけども、やっぱり夏芝だなんて、夏に移植した芝のところは冬になったら枯れちゃうんですか、芝

が芽が入っていないから。今度は冬に移植した夏芝の芽が入っていないから、冬になったらその移植したところのはげになっていっちゃうんですか。やっぱり芝というのは種をまいたという説明をあのときにしたとしたら、グラウンドの芝の状態と同じく芽が出てないと、私はいけないと思うんですよ。今になって、夏芝ですとか、冬芝ですとか、そういう苦し紛れの説明をしないでいただきたい。やっぱりちゃんとグラウンドと同じく、私らには種をまいて今養生しているところですよと言って、絶対見せないようにしてありましたので、以上それだけです。

○座長（小林祥宏君） 町長、上遠野修君。

○町長（上遠野 修君） 繰り返しになってしまうんですけれども、夏芝と冬芝って種類が違って、冬芝は1年草で、種をまくとその場からぱっと出て、そして春には枯れちゃう性質なんです。ですので、冬場は畑から持ってくるんじゃなくて、冬の芝管理は直接今のグラウンドに種をまきながら傷んだところをやっていくわけです。

一方で、夏芝というのは地面を張って生えていまして、冬になると枯れるんですけれども、枯れたように見えて寝ているだけで、また夏になると緑が復活するんです。それがスタジアム広場の芝もあれ夏芝だからそういう性質なんですけれども、今の七会のグラウンドというのは夏芝と冬芝が混植された状態になっていて、今は冬芝が圧倒しているの、下に夏芝が見えない状態なんです。時期になったらまた夏芝が見えてくる形になります。

その畑のところは夏芝なので、畑で夏になると緑が出てきて移植できる状態になるということなんです。

○議員（小坪 孝君） でも、当初にそういう説明してくれたらいいんですけれども、なぜ今になって私の質問にそういう……。

○座長（小林祥宏君） 執行部、その点はよく理解できるような説明を今後ともよろしくお願いします。

ほかにございませんか。

三村孝信君。

○議員（三村孝信君） 繰越明許のほうで質問させていただきます。

1点は、6款商工費の中で、道の駅かつら外部トイレ新築事業なんです。この経過ですね。それと入札が不調になっているということなんです。その原因等についてお尋ねいたします。

2点目ですが、7款土木管理費及び道路橋梁費等ですが、その中で道路橋梁費のほうで橋梁長寿命化修繕事業も入れると11本が繰り越しということなんです。まず最初は、町道1081と1032というふうに番号が振ってありますが、これどの辺の箇所か、それを教えてください。

それと、都市建設課は今までなかなかできなかった常北中学校から青山小学校へ行く道路の買収、また木の伐採等、大変困難な事業に取り組んでいただいて、成果を上げていた

だき大変感謝していますが、ただ、ほかの道路に関しては若干繰り越しが多いように感じます。進捗率がどの辺かもあわせてお尋ねします。

以上3点、お願いします。

○座長（小林祥宏君） 町長、上遠野修君。

○町長（上遠野 修君） 道の駅かつらの点だけ私から回答させていただきたいと思いません。

12月の補正で増額をいただいた道の駅かつらの入札ですが、その後2月に行いまして、残念ながら不調となりました。年度末で一番忙しい時期で、技術者の配置等が難しい時期の入札となってしまいましたので、そういった点もあって不調になったのではないかと思います。年度の早い時期の入札となれば十分な技術者の配置等でき、落札の可能性も高まるのではないかとこのように考えておりますので、繰り越して、再度入札を行っていきたいというふうに思っております。

○座長（小林祥宏君） 建設課長、桧山正春君。

○都市建設課長（桧山正春君） それでは、三村議員さんの質問にお答えをいたします。

まず、町道1081・1032号線、通学路の整備でございますが、この場所ということではよろしいでしょうか。靖光保育園から北に向かいましてバイパスまでの間でございます。

次に、進捗率ですが……

○議員（三村孝信君） 町道全部。1081だけじゃなくて、1号とかずっと下に繰り越しになっている番号振ってあるでしょう、それをずっと教えてもらいたいんですよ。

○都市建設課長（桧山正春君） はい、わかりました。

続きまして、町道1号線ですが、これは町道徳蔵倉見線です。

続きまして、町道0111号線ですが、これは下古内地内、安渡地内です。

続きまして、町道1081号線ですが、これは石塚地内で石塚小学校と波羅門の間の町道であります。

続きまして、町道0211・2038号線ですが、これは先ほど話のありました中学校前線、中学校前から常北小学校までの線であります。

続きまして、町道1432号線ですが、これは旧常北町、上入野地内の大崎材木店さんがあるんですけども、大崎材木店から水戸、南のほうにおりていく道路であります。

続きまして、町道1477号線ですが、これは南団地の脇の道路になります。

続きまして、町道1535号線ですが、これは大堀の請願道路です。これ、ただいまやっている道路です。

続きまして、町道2050号線が、今申した消防の詰所の脇から次の北側へ向かいまして、次の町道にタッチする道路です。

続きまして、町道8-0110号線ですが、上坪地内です。

続きまして、橋梁長寿命化修繕事業であります。これは上入野地内で、水戸市藤井町

との間にある橋梁であります。

続きまして、河川総務事業費の新道川護岸工事であります。これは中学校入り口で、475番地に建っています物置なんですけれども、物置の物件移転補償費であります。

29年度の進捗率なんですけれども、大体6割、7割ぐらいかなとは思っております。

以上です。

○座長（小林祥宏君） 三村孝信君。

○議員（三村孝信君） ありがとうございます。

まず、道の駅かつらのトイレは町長から答弁ありましたが、時期が悪いということなんです。考えてみれば、これ入札3回目ですか……。これを時期が悪いというだけで片づけてはならないんじゃないですかね。4回も不調になった原因をよく検討して、再度入札にかけるにしても、なかなか入札されないまま繰り返すという事態になりかねないと思うので、ここは再度、町長、その時期が悪いだけじゃなくて、原因があるんじゃないかと思うんですが、その辺をもう一度お尋ねします。

それから、道路橋梁費の関係ですが、今説明をしていただいたんですが、ずっと聞いていると旧常北地内の箇所が大分多いんですよ。私たちも選挙とか、町内の挨拶回りとか、そういったことで聞くのが道路への要望というのが多かったと思うんですよ。ですから、これだけ予算を計上してあるということですから、迅速な執行をしていただいて工事を進めていただくということを要望しておきます。

それから、進捗率については非常におおらかな数字が出てきたわけですが、6割から7割というんですが、実際もっと詳しい数字を後ほど示していただければと思うんですが、土地買収とかが関係するので非常に難しい事業ではあるんですが、ぜひ進捗率も努力を上げていただければと思います。

町長からの答弁だけを求めますので、よろしく願いいたします。

○座長（小林祥宏君） 町長、上遠野修君。

○町長（上遠野 修君） ありがとうございます。

まず、道の駅かつらのほうなんです。ご指摘のとおり、よく原因を分析していきたいというふうに思います。12月に補正で金額を増額させていただきましたので、そのあとはまだ2月の1回しか行っておりませんので、増額された新しい金額できちっと落札されるような、事業者へのヒアリングなどしながら、次は落札するように段取りを進めていきたいというふうに思います。

それから、道路橋梁費のほうなんです。その執行率を上げるには用地買収を速やかにやるか、あるいはそもそも用地買収が必要がないような箇所に予算をつけるかという2つの方法があるわけですが、おおむね住民からどうしてもやってほしいというような重要箇所は用地買収を伴うような改良が多いものですから、そういうところに果敢に取り組んでいるわけですが、そういった中で重要な交差点などのポイントでどうしても土地を売って

くれないような事態に直面すると、繰り越し工事というふうになっていくわけですが、さらに都市建設課の体制を充実させて、用地買収がさらに進むような体制づくりに努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○座長（小林祥宏君） はい、三村孝信君。

○議員（三村孝信君） ありがとうございます。

道の駅かつらのトイレに関して言いますと、建設業者の指名業者をいろいろかえて、それは同一の業者でできないでしょうからいろいろかえて工夫をしてやっているというのはわかるんですが、利用者のことをまず第一に考えてもらって、やはりきれいなトイレでお客さんを迎えるという努力をしてもらいたいというふうに思います。道の駅かつらについては非常に評判もよくて、売り上げも好調だと聞いていますから、そういった点からもトイレをきれいにしてサポートをしてあげていただきたいというふうに思います。

それで、町長は時期が悪いということと、よく工夫をするということなんですが、これだけ入札がこじれてしまったという心当たりというのは何かあるんですかね。4回も不調になるというのは余りないことだし、その辺の原因を突き詰めて考えないとまた繰り返される恐れがあるんじゃないかと思うので、いいですよ、お答え難しければ。

以上。

○座長（小林祥宏君） 町長、心当たりあるんですか、何か。

町長、上遠野修君。

○町長（上遠野 修君） 余り余計なことは申し上げられないんですけども、せっかく議会からお認めいただいた予算ですので、しっかりと落札されるように、新年度、繰り越した上で業務を進めていきたいというふうに考えております。

金額としては適正な金額に今なっていると思いますので、きちんと落札されるように業務を進めていきたいというふうに思います。

○座長（小林祥宏君） ほかにございませんか。

杉山清君。

○議員（杉山 清君） それではお聞きします。

私の前に三村議員が私が質問することを大体言っておりました。そういう中で、やはり道の駅かつら、4回目の不調でしたよね。そういった中で、私はこれ、新しい議員もここにいますから、ここでちょっと。私はいつも口うるさいという形で皆さんに言われますが、やっぱり発言、行動というのは責任を持ってもらいたい、そういうことなんです。それはやはり皆さんもそう思っていると私は思いますけれども。

それと、土木事業ですが、今バイパスが石塚から桂地区に向かっています。そういう中で繰越明許80万円、上坪地区ね。やはり予算等においてはもうちょっとバランスよく、実際には桂地区の事業というのは物すごく荒れていますよね、入札に関してだってそうです。

それと今県からの仕事も繰り越しはないと、そういう動きになっています。何とかもうちょっとバランスよく、お金の使い方というのは。

トイレにまた戻りますけれども、トイレって誰が使うんですかね。よく考えてもらいたい。もちろんこれは桂地区、城里全体の人使いますよ、だけど基準は今、東京とか埼玉とか千葉とか県南とかから来る人が使うわけでしょう。そうしたらその基準でつくるということは、例えば1,000万円多くなっただって、1日3万の売り上げがあれば1年で優にペイしちゃうんですよ。それが経済でしょう。お金使っても、例えば特例債でもそうなんですよ、やはり今度は人を呼んだり、家が建ったりすれば、おのずと税収はふえるわけですよ。それが経済でしょう。

そういうことで、私が一番聞きたかったのは5ページ、8款消防費、これの消火栓についてですが、場所、また何基、要するに減となったのかお聞きします。

よろしくをお願いします。

○座長（小林祥宏君） 総務課長、大貫忠男君。

○総務課長（大貫忠男君） この事業につきましては、地域防災計画ということで町の防災計画でございます。それで、国・県の改定があった場合に、町のほうも当然改定するわけなんですけど、今回地震、水防関係について国のほうで改定がありましたので、改定をするところでございます。

ただいま議員さんの質問のあった消火栓の設置数、そちらのほうはちょっと今手元にございませんので、後ほど調べて報告したいと思います。

以上です。

○座長（小林祥宏君） 水道課長。

○水道課長（河原井 明君） 杉山議員のほうの質問なんですけれども、消火栓につきましては水道課が工事をしています。それで、29年度につきましては1基新規で消火栓を設置しております。地区につきましては、おととしの一般質問で杉山議員からありました岩船地区のその1基でございます。金額につきましては118万を使っております。

以上です。

○座長（小林祥宏君） 杉山清君。

○議員（杉山 清君） 私もこの議場でそういった質問をさせていただきました。水道課長に答弁をいただきましたので、それで了解します。

○座長（小林祥宏君） ほかにございませんか。

藤咲芙美子君。

○議員（藤咲芙美子君） 債務負担行為の補正についてお聞きいたします。

これ町民センターのグラウンド維持管理費ということなんですけれども、29年度から30年度までということで、先ほど町長からちょっと説明があったようなんですが、詳細を教えてくださいませんか、文章で。

それと、なぜ今暫定予算でやらなければならないんだらうかということで、ちょっと疑問です。

それとあと、これはグラウンド維持に元請の業者はどこなんですか。お聞きいたします。

それから、芝管理の薬剤について、以前みんなで議員が視察に行ったときに、薬剤の詳細を教えてください、何を使っているんでしょうかということでお聞きしたんですが、わかりました、調べますということだったんですが、いまだに出てきていません。文書で回答してください。

それから、24ページ、子ども・子育て支援対策費交付金についてお聞きしたいんですけども、これはこの町でとてもいい制度で、出生児、第3子以降が生まれたときには支給する、それから3歳になったときと6歳に達したときに支給するというので、多分喜ばれていると思うんです。利用者さんからも助かっている。しかし、これは対象者は全て支給、支援されているんでしょうか。全てというのは、私が聞きたいのは、滞納者が1円たりともある人は支給できないというようなことをお聞きいたしました。そういうことはどうなんですか。これをちょっとお聞きいたします。

それから、支給からこぼれた人たちの生活状況はきちんと把握しているんでしょうか、その上でのことなんですか。ちょっとその辺のところお聞きしたいと思うんですが、お願いいたします。

○座長（小林祥宏君） まちづくり戦略課長、鯉淵弘之君。

○まちづくり戦略課長（鯉淵弘之君） 藤咲議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、債務負担行為についてで、今になったかということですが、本来であれば12月の議会で補正予算をお願いするところですが、その当時、維持管理のほうはまだはっきりしていなかったのが債務負担行為が起こせなかったということで、今回の3月の補正の中で債務負担行為を起こしたというのが事実でございます。

次に、維持管理でございますが、町民センターのグラウンド使用料に関する契約につきましては、30年2月9日に締結をいたしております。これは使用のほうでございます。

次に、維持管理でございますが、前の議会で維持管理が2,500万円で検討していることを報告しておりますが、町民センターグラウンド芝種選定を、冬芝のライムグラス、夏芝はティフトン419に選定しております。長生きできる温量指数帯ですが、ほぼ城里町が北限となっております。1月から2月に最低気温はマイナス6度まで下がりますので、維持管理を担当する専門的知識を有するグラウンドキーパーは、芝の性質とプロの練習グラウンドのすり切れ、踏圧ダメージについて十分理解している人が必須となっております。

今回参考見積もりを3者から徴収して予算を計上しております。専門的知識のある職員が配置できる最低見積もり業者と随意契約をする計画でございます。城里町の旧七会中学校の跡地利用に関する協定書もホーリーと覚書を交わしておりますが、第2条の第3項の

規定にグラウンド管理する業者はホーリーホックと町が合意した業者と契約を締結することになっております。ホーリーホックから合意をいただいて契約を締結したいと考えております。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○座長（小林祥宏君） 福祉こども課長、山口利春君。

○福祉こども課長（山口利春君） 藤咲議員のご質問にお答えいたします。

まず、24ページの子ども・子育て支援交付金事業でございますが、これはご質問にあった祝い金とは別でございます。国・県の補助をいただいて実施している交付金事業でございます。

ご質問いただきました俗に言います出生祝い金、出生児第3子に10万円、3歳児・6歳の誕生日に10万円ということにつきましては、補助金の交付要綱がございまして、その中で滞納がある者には交付しないと明記されておりますので、私たちはその明記に従い職務を遂行しているだけでございます。

議員が言われるとおり、生活の苦しい方に対しての大変だなという気持ちはありますけれども、要綱に記載されている以上、滞納がある方に交付することはできないという認識で仕事をしております。

以上です。

○座長（小林祥宏君） まちづくり戦略課長、鯉淵弘之君。

○まちづくり戦略課長（鯉淵弘之君） 藤咲議員のご質問で1問抜けましたので、失礼しました。

3番の薬剤の種類のしおりでございますが、今見積もり等をいただいてきちんと薬剤等が出ておりますので、申しわけございません、資料等は、この後そろえて提出したいと考えております。よろしくお願いいたします。

○座長（小林祥宏君） 藤咲芙美子君。

○議員（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

芝管理にはかなりプロの専用の人たちがいると思うんですけども、3者から見積もりを取ってということなんですが、この見積もりを取った状況はどういうところなのか、具体的に出せば資料として出してほしいと思います。

あとは、ちょっと追加質問なんですが、これからポールを移設したり、ゴールポールをつくったりとか、防球ネットとかをつくったりとかするんだと思うんですが、グラウンド整備・維持管理ということについては芝だけじゃないのかなとちょっと感じまして、そちらのほうはこれからこの中に入っているのか、それとも入っていないのか、もしかしたら夜間の練習をするのにどんなふうになるのか、夜間照明つけるのか、つけないのか、そこら辺のところ、この2,500万円の中に入っているのか入っていないのかをお聞きしたいんですが。

○座長（小林祥宏君） 町長、上遠野修君。

○町長（上遠野 修君） ご質問にお答えさせていただきます。

ゴールポストを動かしたりとかそういったことはその使用者が自分でやることになっております。

夜間照明等は現在計画しておりません。

また、2,500万というような債務負担行為の話だけが出ていますが、もう一方で、収入のほうで800万の使用料収入が予定されているわけですが、その点も含めて、全体を説明した資料がございますので、議長、配付してよろしいでしょうか。

○座長（小林祥宏君） はい。

ただいま資料を配付されましたけれども、ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午後はこの説明をいただき、議案第12号から入ります。よろしくお願いいたします。

午後 0時05分休憩

午後 1時08分開議

○座長（小林祥宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、執行部の説明から入ります。

町長、上遠野修君。

○町長（上遠野 修君） それでは、昼休み前に引き続きまして説明をさせていただきます。

芝生の維持管理費等について何か資料を出して説明してくださいというような話でしたので、補足資料を配付させていただきました。これに従って説明をさせていただきます。

芝生の維持管理費とアツマーレの経済効果についてということです。

城里町七会町民センター以下「アツマーレ」と記載の芝生の維持管理費、ホーリーホックの負担額及び「アツマーレ」の経済効果について、以下のとおり説明をいたします。

まず、芝生の年間管理費ですが、2,500万円を考えております。専門的な芝生の管理ができる事業者から参考に3者見積もりを取得した結果、約2,500万から3,100万円となり、最も安価な事業者の金額で予算を計上しております。

水戸ホーリーホックの負担額800万円、その他広告協力が600万とかありますが、これまでの経緯でございます。平成28年3月の議会で水戸ホーリーホックの沼田社長から当時の小松崎議長宛てに要望書が出ております。その要望書の中では、町民と同じグラウンド使用料という条件で進出したいというような要望書が出ておまして、その要望書を議会及び町長に提案した上で、町執行部としましては基本計画費を28年3月の議会で計上しまして、議会の承認をいただき事業がスタートしております。

ただ、町民と同じグラウンド料金というと1時間1,500円で、余りにも安くなってしまいますので、その後、粘り強く交渉し、水戸ホーリーホックが年間500万を負担していただけることまで交渉がまとまり、29年1月の議会にて2億3,000万の土木工事費の承認をいた

だいております。これが29年1月のことでございます。

その後、さらに芝生の維持管理を調査しながらホーリーホックとの交渉も継続しまして、プロ選手が使用するにふさわしい芝生の管理を行うことができる事業者に発注することを条件に800万円まで水戸ホーリーホックの負担額を引き上げるということで合意をしております。

ちなみに、その800万円の金額は収入の部、使用料に予算として既に計上をさせていただいております。

また、そのほかに、水戸ホーリーホックは町への協力として、一切の料金を取らずにホロルの湯ふれあいの里の広告を練習着等に掲載し、ケーズデンキスタジアムで社名広告を放送するなど、金額換算で600万円相当の協力も行うということで合意をいただいております。

私も実は、開幕戦と、それから先週の試合と2回観戦してきましたが、確かにオーロラビジョンで、町としては開発公社に1円もお金払っていないんですが、ホロルの湯とか開発公社の社名広告が放送されていまして、ほかのスポンサーはかなりお金を払っていないとできないような広告掲載を、一切城里町はお金は出していないんですがやっているのは確かに確認をしております。

そういうことでして、芝生の年間管理費が2,500万で、ホーリーホックから800万いただくので、町の自主的な負担額は1,700万ということになるわけですが、当初1,500万程度ということでお話ししていたのに比べてオーバーしていることについては、申しわけないというふうに思っております。

次に、「アツマーレ」の設置による経済効果というのはどれぐらいあるのかということなんですが、9,850万というふうに試算をしております。コンサルティング会社とか、専門的なシンクタンクに依頼しているわけではなくて、自分たちで手計算しているので、そこはご了承いただきたいと思います。

例えば選手、スタッフの飲食による売り上げ増加が890万、ファンの飲食・買い物等による町内の売り上げの増加が790万、グラウンド使用料が800万、スタジアム・練習着掲載等による広告効果が600万、「アツマーレ」の施設集約による経費の削減が1,670万、テレビ、新聞等メディア露出による宣伝効果が3,100万、選手、スタッフの移住による経済効果が2,000万、合計9,850万となっておりますが、次のページに詳細が記載されております。

1番、選手、スタッフの飲食による売り上げですが、選手が50人、200回、800円の食事を町内の食堂等に発注するというので年間800万ぐらいの町内事業者の売り上げになるであろうというふうに見ておまして、これは実際2月から既にこれぐらいの人数の食事が町内の飲食店に発注をされておりますので、間違いのない数字だと思います。

それから、ジュースの売り上げ等も、50人ぐらいそこで働いているけれども、そのうち30人ぐらいが平均して買うんじゃないかと、1日1回ですね。というふうな見立てで、関

係者で890万ぐらい町内での売り上げが上がるであろうと。

次に、練習観戦人数試算ですが、来場者が1週間で20人来る日が2回、90人来る日が1回で130人というふうに見積もっております。これも実際数えたりしております、今週の日曜日、土曜日試合があって、次の日曜日でしたが、確かに100人近くファンが集まってきておりました。

そのほか、平日等ですと20人くらいかというふうに見て、それが2回で40人、1週間130人で、それが4週掛ける10カ月で、年間5,200人ぐらい練習を見に来るかなというふうに見ております。

次に、イベントの参加者の試算ですが、サッカー大会を年3回ぐらいホーリーホックの力を借りてやろうと思っていますが、1回350人ぐらいが集まって1,050人ぐらい来るだろうと。それぐらい実際に来るのかなということですが、後ろに写真がありますけれども、2ページめくると、ホーリーホックスクール交流試合ということで3月11日に行っております。参加者150名、観覧者200名で、実際350人ぐらい来たということで確認をしております。

水戸ホーリーホック、リベルタヴェルディ、そのほか桂サッカー少年団、常北サッカー少年団なども参加してこういったイベントをやっているわけですが、これぐらいの人は集められると手堅く考えております。

サッカー大会が350人掛ける3回、サッカー教室170人が3回、ふれあい会とありますが、これはファン感謝祭でして、1月31日に1回目、七会中でやっておりますが、新聞報道等でも書いてありますが、700人くらいは来るということで、それが2回で1,400人、それからサッカー教室等、選手のふれあいを含めたようなイベントを150人ぐらい動員して年3回やろうということで、全体で3,400人ぐらいのイベントでの動員数が期待できると考えております。

そうしますと、5,200と3,400を足して右側の年間来場サポート数が8,610人と。これにジュースをどれぐらい買うかなと、移動販売どれぐらい買うかという割合を掛けているんですが、ジュースであれば2人に1人ぐらいが買ってくれるんじゃないかと。移動販売、これはキングポークのスペアリブなどファン感謝祭のとき出しましたが、それだけで十何万円その日だけで売ってございましたけれども、そういった大きなイベントがあるときに出せば20%ぐらい買ってくれれば8,610掛ける0.2掛ける500で86万1,000円と。昼食に関しては30%ぐらいの人が町内で何らかの飲食をするんじゃないかと試算して、それが800円だとすると206万6,400円と。

それからバーベキューですね、先ほどから話題になっていますが、まだバーベキュー実施していないんですが、実は2月、3月でもう16件ぐらい「アツマーレ」でバーベキューやりたいという問い合わせがあったんですが、まだ設備がないんですということでお断わりをしております。4月から道具を備えて、道の駅かつらでも手ぶらでバーベキューとや

っていますけれども、移動式の機材を持ち込んで簡単なアウトドアの屋根などをその場で組み立ててバーベキューをやってもらう計画なんです、それが2割ぐらいの人にやってもらうと単価2,000円で344万円と、お土産が、来た人の10人に1人が買ってこれれば86万円ということで、こういうのを積み上げていきますと787万8,150円というのがファンによる経済効果の推計ということになります。

ホーリーグラウンド使用料とありますが、800万円これは払っていただけるということで、これは確定と。それから、スタジアム練習着掲載ということで広告効果600万円ということですが、これはホーリーホックがほかのスポンサーから600万円ぐらいもらわないとやらないぐらいの広告宣伝を一切の対価を要求しないでやりますよということで約束をいただいておりますので、これは……と。

それから、「アツマーレ」の施設集約による経費削減効果ですが、支所、公民館、山びこの郷を廃止しまして、七会中学校に移っております。それによってどれぐらいの経費削減ができるかということですが、一応、七会町民センター、七会支所が存続組織になっていまして、公民館と山びこの郷を廃止したという形になっているわけですが、公民館の館長人件費、それから嘱託人件費、それから公民館の委託料というのはいろんな設備関係の点検ですとか、さまざまな委託費が150万ぐらい公民館が動いているとかかかっていましたので、これは150万。それから、山びこの郷は廃止して土地をお返します、土地賃借料が260万、旧七会中学校の除草委託費が320万かかかっていましたが、これはグラウンドの管理のほうに吸収されたりしていますので、これを別途計上する必要はないということで320万の縮減ということで、あと開発公社が直営でその他グラウンド以外の分の草刈りはやりますので、この分は発注しなくなるということで、合計1,670万円ぐらいの経費削減効果があるということでございます。

それから、テレビ、新聞、メディア等による宣伝効果ですが、新聞60万円掛ける10回とありますが、新聞に大きく記事を掲載するには通常これぐらいの金額を払わないと掲載してもらえないんですが、そういったことが10回ぐらいはあるだろうということで、この配付資料の一番後ろのページに、きのうの茨城新聞の記事が載せてありますが、これぐらいの記事を出そうとすると六、七十万は本来払わないといけないんですが、ホーリーホックがいるということで、城里町、小勝にあつまーれということでこういった記事が書かれるということで、既に5回ぐらい出ておりますが、年間で10回ぐらいは七会中学校の後地利用の「アツマーレ」の記事が大きく出るだろうということで、60万掛ける10回、もう5回ぐらいは出ているので、あと5回ぐらい出るだろうということですね。

それから、テレビでNHKの茨城に大きく放送されることがあるということで、既に2回放送されておりますが、いばスポのコーナーとそれから竣工のときの報道で1分程度の放送が2回ありましたが、年間で5回ぐらいは確実に取り上げられるだろうということで、300万掛ける5回で1,500万と。そのほか全国ネットで取り上げられることもあるでしょう

ということで、1回取り上げてもらう効果ってどれぐらいだろうと、500万じゃ安いんじゃないんですかというようなアドバイスもいただいたんですが、500万円ぐらいと仮に仮定にして、2回で1,000万ぐらいの効果は出るだろうと。ちなみに1回「やべっちFC」という全国ネットのテレビ番組で1回「アツマーレ」の特集が組まれて、放映をされております。7番目、メディア露出で3,100万と。

それから、選手、スタッフの移住による経済効果ということですが、こちらも2,000万見込んでおまして、1人移住すると400万円ぐらい恐らく町内で消費するんじゃないかということで、それが5人で2,000万となっておりますが、既に選手1名から長距離通勤が大変なので町内に移住したいというような、そういう相談をもう既に受けておりますので、あしたから5人というわけではありませんが、選手、スタッフ含めて60人いることを考えると、5人というのはかなり控え目な予測だと思うんですが、5世帯くらいは堅く移住してくるだろうと、そうすると2,000万ということで、1から7の効果を推計、合計すると9,800万、約1億円というふうな試算をしております。

実際もっと効果あるんじゃないかという見方もあるし、もっと少ないという項目もあるかもしれませんが、何らかの推計をしなければいけないということで推計をすると、このような計算をさせていただきました。

以上でございます。

○座長（小林祥宏君） この件について何か質問したいことありますか。町長の説明で。小坪孝君。

○議員（小坪 孝君） 今の飲食代の800万ですか、何社くらいでどういう選定方法でお願いしてあるのか、ちょっとそこを聞かせていただきたい。

○座長（小林祥宏君） 町長、上遠野修君。

○町長（上遠野 修君） 税金が1円も入っていないくて、ホーリーホックさんが全額からのお金で飲食店から昼食を買うわけですから、町は全然関与していないんですが、聞いたところによると2社でそれだけの、50食とか40食とか注文に対して対応できる余力があるところが引き受けたというふうに聞いております。

○座長（小林祥宏君） 小坪孝君。

○議員（小坪 孝君） 選挙活動で歩いている中で、この2社に限定をしたというのが町が関与して2社に入ったというような話を聞かされて、やはり町が経済効果をこれだけ見込んでいるとしたらば、きちんと商工会の飲食業のほうの組合の中できちんと業者に説明をして、やりたいというところがあれば、やっぱりこういう基準でということできちんと説明をして、もう最初から2社に限定をして町が入ってお願いしたというのは聞いているような状態で、今、飲食業組合も町の宴会等々がもう全然なくなっている状態の中で、町に対して固定資産税とか、県民税とか、町民税を払っていただいている多数の飲食業さんがありますので、そこら辺にもやっぱり救済の手を差し伸べるという形で、やはり商工会

の飲食業に登録してある業者に集まってもらって、きちんと説明をして、それで絶対やりたいというところにある程度基準を決めてお願いするというような形、それでホーリーホックさんに選んでもらうという形でやってもらったほうが、町民に対して公平なあれだと思うんで、これだけ税金を使ってやっているあれですから、町でもよくホーリーホックさんに指導していただけるようによろしくをお願いします。

○座長（小林祥宏君） 町長、上遠野修君。

○町長（上遠野 修君） ありがとうございます。

あくまで会社と会社の関係で注文されるものなので強制はできませんが、そういうご指摘をいただいたので、町からもホーリーホックさんのほうに、こういう意見も出ているからほかのところもちょっと味見じゃないですけども、検討してみたらいいんじゃないかというお話はしてみたいと思います。

○座長（小林祥宏君） 片岡藏之君。

○議員（片岡藏之君） 今の説明なんですけれども、執行部を助けるわけではないんですけども、実際今弁当を提供している業者さん、その方が近くにおりますんで、いろいろと契約とか、そういったときのいきさつとか、あと今入れている金額的なものというのは把握しております。小坪議員が言ったような町が入って云々ということじゃなくて、ホーリーホックの営業の方が直接お店のほうにお伺いして、それは商工会あたりが多分中に入ったんだと思うんですけども、そういった形で実際、弁当と言ってもバイキング形式の弁当らしいんですね、ですから何食分ということじゃなくて、大体60人分の材料をもってやるということで、大体それで金額的には800円というようなことで、ただ、その800円でも、もう少し選手のほうから料金的に上げてくれというような形で、私が単純に計算してみると、2社で行っているその弁当で、大体月100万程度は上がっているんじゃないかと思っています。ですから、年間1,200万。そういった形のものが実際今、2社ではありますけれども上がっているような状況であると思います。執行部がもう少し説明していただきたかったんですけども、そういった形に今なっていますので、小坪議員にもそういった形でお知らせしておきます。

○座長（小林祥宏君） ほかにございませんか。

小坪議員。

○議員（小坪 孝君） 随分個人的な議員さんが随分詳しく知っているなという形で、そういうのを事前に、こういうことがあるんなら、やはりホーリーホックにグラウンドを貸すというときには議員さんにもきちんと、1人ばかりの議員さんがきちんと知っているんじゃないんで、我々にも今みたいな話を、ホーリーホックさんが集めていただいてこういうことをやりますとか、ホーリーホックさんにそういう指導をお願いしたかったですね。一個人の議員さんが説明、私は執行部がかかわって紹介したような感じに思っていたんですけども、それがかかわっていないというんだったら、ある程度城里町の業者さんに門を

広げていただけるような形で、みんな町民は平等ですので、やはり町民があつて城里町が成り立ちますので、やはりそういう形で、誰も今生活苦しいんですから、そこら辺よろしくお願いいたします。

○座長（小林祥宏君） 町長、上遠野修君。

○町長（上遠野 修君） ご指摘ありがとうございます。

貴重なご指摘をいただいたので、本当に町として業者をどこかにしてくれなんていうことを言っているわけじゃなくて、ホーリーホックさんとあくまで飲食店の直接契約で食事の内容とか金額とかも全部決めていますので、税金も1円も入っていないですし、ですが、そういうご指摘があつたので、もっといろんなところを試してみてもいいんじゃないですかというようなお話はしてみようかと思っております。

○座長（小林祥宏君） ほかに。

藤咲芙美子君。

○議員（藤咲芙美子君） ちょっと別なルートからお聞きしたいんですけれども、⑦番で選手、スタッフの移住による経済効果が2,000万ということでは言っていますけれども、本当にこの効果はあるんでしょうか。これがちょっと心配ということと、それから、この経済効果というのはどういう形でこのようにして出したんだかが、町長の説明だけではちょっと見えてこないんですけれども、そういうのをちょっと感じました。心配です、非常に。机上のプランで出されて、これだけの効果があるのではないかという答弁でしたんですけれども、1回や2回100人近く集まったから、多分恐らくこれからもというのは、多分恐らくですよ。本当に実際これからこういう人数がきちんと毎年、毎回、毎回集まって、これだけの効果があるんであればいいんですけれども、全然入らないときもあるんじゃないですか。そういうときを考えたときにどうなのかなというのを、これだけきっちり出してしまふというのがどうなのかなというようなことを心配しました。

それからあと、このファンの飲食でジュースとか移動販売とかと言っていますけれども、本当にこれは個人販売になってしまっているようで、できればあそこの場所に設置をして、簡単な軽食ができるようなおそばとかうどんとかラーメンとか、そういうものが簡単に食べられるような状況で、町の業者さんをやりたいという人いるんですよ、そういう人たちを起用してはどうでしょうかと。募りますとかという募集を出して、町民を利用していくというようなことを考えていかなければ、経済効果って上がってこないと思います。

そこら辺のところ少し考えていただきたいなというようなことと、あと、売店なんかもう少しあればいいんじゃないかなというようなことがあるんですけれども、そんなことは考えているんでしょうか。少しお答えしていただきたいと思います。

○座長（小林祥宏君） 町長、上遠野修君。

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

おっしゃるとおり、レストランとかもあつたらいいと思います。実際、アントラーズの

クラブハウスにはレストランがついております。ただ、レストランをつくるとなると建築基準法上の問題があって、校舎の中にはつukれないので別棟を建てなきゃいけないんですが、あるいは校舎の中につくろうとすると建築基準法の規制が一段上になりますので、大規模な改修が必要になって、新築と同じぐらいお金がかかると思われます。

ということで、設置当初からいきなりそういうのをつくるのではなくて、バーベキューの機材を買うんであれば数十万円程度でできますから、今のところ確かにファン感謝デーやれば700人来るし、サッカー教室350人ぐらい集めますよとホーリーホックが言ってやってもらったら、確かに350人来ているので、どうやら言ったとおり集まるなという感触はあるんですが、そういう集まってくる人向けに事前にチラシを配ったりして、後ろの写真で勝手にテーブルなしで家族でご飯食べている様子があると思うんですね。後ろから2番目の写真の左下あたりを見ると、家族でサッカー大会に来て、みんな勝手にテーブル持ってきて、みんなで食事している様子が写っていると思うんですが、ちょっと今はこれを勝手にやらせちゃっていますが、いずれは勝手に持ち込んで飲食するんじゃなくて、バーベキュー頼んでくださいとか、レストランができたなら持ち込みじゃなくて、そっちで食べてくださいというふうに誘導していくことができれば、手堅くこういう集客を経済効果に変えていけるんじゃないかなというふうに思っています。

最初から全部そろえちゃうんじゃなくて、少しずつやりながらそろえていこうというふうに思っておりますので、まずは今の設備とバーベキューサービス、それから売店も人が集まりそうなときに、開発公社のスタッフが来て、ぱっと棚を出してやるような形から始めて、かなりこれは常設型で人を置いても採算がとれるとなったら、そういう形に切りかえていくというようなそういうやり方で、あんまり派手に投資をして失敗しないように、手堅く事業を進めていきたいなというふうに思っておりますので、その点ご理解いただければ幸いです。

○座長（小林祥宏君） 藤咲芙美子君。

○議員（藤咲芙美子君） そうなんですか。校舎の中につくることができないということというのは、何か規約があるんですか。あそこは校舎のまま使っているということですか。それとも公民館はどういう形でとっているんですか。何か売買契約とか、そういうのというのはやっていないんですか、切りかえに。何かちょっと。

あと、今、開発公社という言葉が出てきていますけれども、開発公社はもう議決されたということで、議決で開発公社が入るということに決まっているんですか。ちょっとお聞きします。

○座長（小林祥宏君） 町長、上遠野修君。

○町長（上遠野 修君） ありがとうございます。

まず、その開発公社の件ですけれども、この当初計画、2年前のときから、この施設は支所と公民館と山びこの郷が入る施設ですよという説明をさせていただいて事業がスター

トをしております。そして、12月に議決いただいた設置管理条例の中でも、山びこの郷がやっていた観光の業務が七会町民センターの業務の一環として入ってきておりまして、開発公社としては山びこの郷の廃止とともに、管理物件の変更という形で七会町民センターの一部で活動するという、管理物件の変更手続を行っておりまして、それに基づいて山びこの郷で行っていたサービスを七会町民センターで継続するという形になっております。

それから、レストランの件なんですけど、ちょっと長くなってしまふとあれですけど、今の七会町民センターは建築基準法上の用途では事務所ビルという形になっていまして、事務所なので、事務所及び貸し会議室の貸し出しを行うという建築基準法上の規制で、事務所機能と公民館としての講座等にスペースを貸し出すということですね。今までと同じ公民館のサービスをできるようにしているわけですが、レストランを入れると、今度建築基準法上の規制で複合建築物という別の用途分類に変わります、その別の用途分類が変わると防火設備だとか、いろんな規制が急に厳しくなって、また何千万単位の改修工事をやる可能性が出てくるので、レストランを入れることも検討したんですけども、危ないからやめておいて、外で貸し出し機材でバーベキューでとりあえずやってみよう。順調にいったら、アントラズみたいなクラブハウスを目指して、後から中庭なりどこかスペースはわかりませんが、つけ足してもよいかというふうに考えております。

○座長（小林祥宏君） 藤咲芙美子君。

○議員（藤咲芙美子君） ご答弁ありがとうございます。

これはやっぱりそういういろんな問題を抱えての中での状況ですよ。それをいっしょにやっ飛ばさうというのが、やっぱり町長が大きな問題もあるんじゃないかなと私感じています。

バーベキューなんですけれども、バーベキュー、バーベキューというようなことをしっかり言っているんですけど、バーベキューの利用をする人は本当にこれだけいるのか、バーベキューの材料を持ってくるのはどこから持ってくるのか、誰がどのように買ってくるのか、そこら辺のところも全然見えていないし、本当に机上プランでばかりあだのこうだのということやっていて、詳しいことが全くわかりません。今のような町長の答弁なんかは文書でなんか出てきていないですから、本当にこの町民センターについてはまだまだ私もわからないところばかりです。

それから、選手、スタッフの移住で本当にこれだけの経済効果があるのかどうか、そこら辺もちょっとしっかりと私たちもこれから見ていかなくちゃならないなと思っていますし、あんまり机上プランではもう出してほしくないなというのもあるんですけども、出さなければどうにもならないでしょうから出すんだと思うんですけどもね。ちょっとまだまだです。

それから、先ほど私が言った薬剤、出ていません。何を使用しているのか、これを教えてください。

○座長（小林祥宏君） まちづくり戦略課長、鯉淵弘之君。

○まちづくり戦略課長（鯉淵弘之君） 藤咲議員にお答えいたします。

薬剤につきましては、今、管理業者と提携とかまだ進んでおりませんので、それが決まり次第、どういう薬剤を使うか1年間、藤咲議員のほうに書類を提出したいと考えております。

○議員（藤咲芙美子君） お願いします。わかりました。

○座長（小林祥宏君） 阿久津則男君。

○議員（阿久津則男君） 阿久津です。

「アツマーレ」の質問なのかと思って、先ほどの補正予算にちょっと戻りたいんですが、6ページの6款商工費で、うぐいすの里の調整池隣接地購入事業81万1,000円、これの中身をちょっと知りたいんですが。

それと、やはりいろいろ質問のありましたかつらの道の駅のトイレですか、先ほど町長の答弁では、4回目終わって、年度当初に入札をやるというような説明でありましたが、その場合に、工事の期間をどのくらいに見ているのか。ここをちょっと教えていただきたい。

それと、7ページの7款土木費で、先ほどいろいろ説明を受けたんですが、やはり私もこの10項目ですか、0111とかありますけれども、これ何回聞いても場所がわからないので、来月4月には恐らく当初予算出ると思うんですが、やはりこのように説明が出てくるんだと思うんですが、やはり脇に説明をもっと細かく詳細を書いて提出してほしいんですよ、4月のときには。質問受けなくてもわかるようにしていただきたい。それは要望です。

それと、15ページです。17款財産収入の中で、不動産売払収入821万6,000円、この内容をちょっと知りたいんですが。

以上です。お願いします。

○座長（小林祥宏君） まちづくり戦略課長、鯉淵弘之君。

○まちづくり戦略課長（鯉淵弘之君） 阿久津議員の質問にお答えいたします。

先ほどのうぐいすの里の買収金額でございますが、昨年、県道の買収の絡みもございまして、昨年も同じ金額で繰り越しをいたしました。地主さんと県と土木との交渉で納得がいけないということで80万を計上しておりましたが、それは事業等が締結できなかったということで、ことしまた80万を計上させていただきます。地主さんとことしも話し合いを土木と一緒に進めているところでございますが、補償内容に納得がいけないということで、今難航している状況でございます。

以上でございます。

○座長（小林祥宏君） トイレどのくらい期間かかるかというの。

まちづくり戦略課長、鯉淵弘之君。

○まちづくり戦略課長（鯉淵弘之君） 失礼しました。

道の駅の改修工事の期間でございますが、半年を見込んでございます。

○座長（小林祥宏君） 財務課長、大曾根直美君。

○財務課長（大曾根直美君） ただいまの阿久津議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

不動産の売り払い収入なんですけれども、3件ありまして、桂中前のセブン・イレブンが新しくできていると思いますけれども、あそこの土地につきましては一部が旧桂地区で、昔診療所があったんですけれども、その診療所の跡地ということですずっとありました。その土地を売買しておりますので、金額が754万3,836円でございます。その中で水道が今も権利としてありまして、その水道の権利も譲渡しております。その金額が19万4,400円となっております。

あと、個人の方なんですけれども、旧桂、今の桂支所の前のほうに、桂図書館の西側なんですけれども、そちらに町の土地がありまして、もう何十年と前から土地を貸してありまして、家が建っていて、そこを売却してほしいということがありまして、その町の土地を売却しております。その金額が47万9,716円であります。

以上であります。

○座長（小林祥宏君） 阿久津則男君。

○議員（阿久津則男君） うぐいすの里のあれは、去年も80万で、今回も80と。同じ金額で大丈夫なんですか。

それと、どうしても必要な土地なのか、町にとっては。

それと、先ほどあったトイレの件ですが、半年かかるんですか。私は、これこそ夏休み前にはできるのかなと期待していたんですが、半年では夏休み過ぎちゃいますよね。これどうにもならないことなんですか。

それともう一つ、不動産の中で、今個人的に図書館前47万円で売ったと書いてありますよね、その面積を知りたいんですが。

以上です。

○座長（小林祥宏君） 財務課長、大曾根直美君。

○財務課長（大曾根直美君） 阿久津議員さんのご質問にお答えいたします。

役場は、地番が阿波山天神前49の2番、宅地となっている土地なんですけれども、126.86平方メートルでございます。

中学校前が919.98平方メートルでございます。

以上です。

○座長（小林祥宏君） まちづくり戦略課長、鯉淵弘之君。

○まちづくり戦略課長（鯉淵弘之君） 阿久津議員にお答えいたします。

道の駅かつらの工事期間でございますが、半年と言いましたが、期間的に早く工事を発注した中で、早く終わりにできるとなれば4カ月、5カ月ぐらいでできるのかなと想定は

しておりますが、今大体見て半年ぐらいということは聞いております。

次に、買収の土地でございますが、町がどうしてもそれを買収しなくちゃいけないという土地であるかということで、水戸の土木事務所の県道の拡幅の部分も含んでおりますので、町のほうの購入するという話し合いが2年前から地主さんと進んでいるところでございます。金額のいろいろな面で折り合いがつかないという面で2年間延びてございますが、今後さらに町でどうしてもそこは購入してならないんだということは、担当者と打ち合わせの中では検討の話が進んでいるところです。

以上でございます。

○座長（小林祥宏君） 阿久津則男君。

○議員（阿久津則男君） 計算機がないんでわからないですけれども、先ほどの桂中と個人的に売ったやつは、単価は幾らになるんですか。

○座長（小林祥宏君） 財務課長、大曾根直美君。

○財務課長（大曾根直美君） ただいまの阿久津議員さんのご質問にお答えいたします。

桂支所前の図書館の西側の土地ですけれども、126.86平方メートルにつきましては3,781平米、3,781円です。

旧桂診療所跡地ですけれども、1平方メートル当たり8,200円となっております。

○議員（阿久津則男君） わかりました。

○座長（小林祥宏君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○座長（小林祥宏君） なければ、続いて議案第12号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

健康保険課長、高堀義美君。

○健康保険課長（高堀義美君） 議案第12号 城里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）をご用意願いたいと思います。

議案第12号 平成29年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（事業勘定第2号）についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いします。

第1条であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億3,461万3,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ27億4,982万6,000円とするものです。

続きまして、2 ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正であります。

歳入であります。

1 款 1 項国民健康保険税であります。既定額から2,337万8,000円を減額するものです。実績を勘案して一般被保険者及び退職被保険者、国民健康保険税を減額するものです。減額の主な要因としまして、被保険者数の減少が考えられると思います。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料であります。既定額から12万9,000円を減額するものです。収入済額を踏まえて督促手数料を減額するものでございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金であります。既定額から6,516万4,000円を減額するものです。

負担金の決定により、特定健康診査等負担金を追加し、療養給付費等負担金及び高額医療費共同事業負担金を減額するものでございます。

2 項国庫補助金であります。既定額に3,969万6,000円を追加するものです。補助金の決定により、普通調整交付金3,171万2,000円及び特別調整交付金798万4,000円を追加するものです。

4 款1 項療養給付費等交付金であります。既定額から1,148万3,000円を減額するものです。交付金の決定により退職被保険者に係る療養給付費等交付金現年分を減額し、過年度分を追加するものでございます。

6 款県支出金、1 項県負担金であります。既定額から746万9,000円を減額するものです。負担金の決定により高額医療共同事業負担金を減額し、特定健康診査等負担金を追加するものです。

7 款1 項共同事業交付金であります。既定額から8,577万4,000円を減額するものです。交付金の決定により高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金を減額するものです。

9 款繰入金、1 項他会計繰入金であります。既定額から7,355万3,000円を減額するものです。保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金を追加し、職員給与費等繰入金、出産育児一時金等繰入金及びその他繰入金を減額するものでございます。

2 項準備金繰入金であります。既定額から2,000万円を減額するものです。緊急的な支払いがなかったことにより準備金繰入金を減額するものでございます。

11 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料であります。既定額に343万4,000円を追加するものです。収入済額を踏まえて一般被保険者延滞金を追加するものです。

3 項雑入であります。既定額に920万7,000円を追加するものです。収入済額を踏まえて一般被保険者第三者納付金及び一般被保険者返納金を追加し、特定健康診査個人負担金を減額するものです。

続いて、3 ページをお願いします。

歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費であります。既定額から72万6,000円を減額するものです。事業費確定見込みにより人件費及び物件費を減額するものです。

2 款保険給付費、1 項療養諸費であります。既定額から1 億85万円を減額するものです。給付費の実績等を勘案して一般被保険者療養給付費8,000万、退職被保険者等療養給付費1,800万、一般被保険者療養費200万、退職被保険者等療養給付費30万及び審査支払手

数料55万円を減額するものでございます。

2項高額療養費であります。既定額から2,750万円を減額するものです。給付費の実績等を勘案して一般被保険者及び退職被保険者高額療養費を減額するものです。

4項出産育児諸費であります。既定額から379万6,000円を減額するものです。給付費の実情等を勘案して出産育児一時金を減額するものです。

5項葬祭諸費であります。既定額から40万円を減額するものです。給付費の実績等を勘案して葬祭費を減額するものです。

3款1項後期高齢者支援金等であります。既定額から143万5,000円を減額するものです。事業費確定見込みにより後期高齢者支援金を減額するものです。

6款1項介護納付金であります。補正額はなく、財源を組み替えたものであります。国庫負担金の増によるもので、国庫支出金を追加し、一般財源を減額する財源内訳の組み換えでございます。

7款1項共同事業拠出金であります。既定額から9,681万7,000円を減額するものです。拠出金額の決定により高額医療費拠出金3,317万4,000円及び保険財政共同安定化事業拠出金6,364万3,000円を減額するものです。

8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費であります。既定額から160万円を減額するものです。事業費確定見込みにより特定健診委託料を減額するものです。

2項保健事業費であります。既定額から15万円を減額するものです。事業費確定見込みにより脳ドック・人間ドック委託料を減額するものです。

10款諸支出金、3項繰出金であります。既定額から133万9,000円を減額するものです。国庫補助金の減により施設勘定への支出繰出金を減額するものでございます。

以上、平成29年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（事業勘定第2号）についてご説明させていただきました。

詳細につきましては4ページから14ページ、補正予算事項別明細書、給与費明細書をごらんいただきたいと思います。

続きまして、15ページをお願いします。

平成29年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（施設勘定第3号）についてご説明申し上げます。

第1条であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ293万9,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ2億3,054万円とするものです。

16ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正であります。

歳入であります。

3款繰入金、1項他会計繰入金であります。既定額から308万9,000円を減額するものです。事業費見込みにより一般会計繰入金175万円及び事業勘定繰入金133万9,000円を減

額するものです。

5 款諸収入、1 項雑入であります。既定額に15万円を追加するものです。事業費見込みにより沢山診療所につきましては事業費の増により追加するものでございます。

歳出であります。

1 款総務費、1 項施設管理費であります。既定額から160万9,000円を減額するものです。事業費確定見込みにより職員の人件費及び委託料を減額するものであります。

2 款1 項医業費であります。既定額から115万4,000円を減額するものです。事業費見込みにより諸検査委託費を減額するものであります。

3 款1 項施設整備費であります。既定額から17万6,000円を減額するものです。事業費確定見込みにより医療機器等移設委託費を減額するものであります。

以上、平成29年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（施設勘定第3号）についてご説明させていただきました。

詳細につきましては17ページから21ページ、補正予算事項別明細書、給与費明細書をごらんいただきたいと思います。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○座長（小林祥宏君） これより議案第12号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（小林祥宏君） 続いて、議案第13号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

健康保険課長、高堀義美君。

○健康保険課長（高堀義美君） 議案第13号 城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）をご用意いたします。

平成29年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条であります。予算の総額に歳入歳出それぞれ300万5,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ1億9,719万7,000円とするものです。

2 ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正であります。

歳入であります。

1 款1 項後期高齢者医療保険料であります。既定額に414万4,000円を追加するものです。増の理由は、加入者数が増加のためでございます。実績を勘案して、保険料の特別徴収分700万5,000円及び滞納繰越金80万4,000円を減額し、普通徴収分1,195万3,000円を追加するものです。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金であります。既定額から119万3,000円を減額するもの

です。広域連合納付金の確定により一般会計繰入金を減額するものです。保険基盤安定事業分でございます。

5款1項繰越金であります。既定額に5万4,000円を追加するものです。前年度繰越金であります。

歳出であります。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金であります。既定額に295万1,000円を追加するものです。広域連合納付金の確定により追加するものでございます。

3款諸支出金、2項繰出金であります。既定額に5万4,000円を追加するものです。28年度事業確定により一般会計へ精算の繰出金を追加するものでございます。

以上、平成29年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきました。

詳細につきましては3ページから5ページの補正予算事項別明細書をごらんいただきたいと思っております。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○座長（小林祥宏君） これより議案第13号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（小林祥宏君） 続いて、議案第14号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

長寿応援課長、加藤薫君。

○長寿応援課長（加藤 薫君） 議案第14号 平成29年度城里町介護保険特別会計補正予算（保険事業勘定第3号）について説明いたします。

1ページ、第1条です。

予算の総額に歳入歳出それぞれ9,503万4,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ21億4,559万円とするものです。

2ページです。

第1表歳入歳出補正予算であります。

歳入について。

1款保険料、1項介護保険料ですが、既定額に3,584万3,000円を追加するものです。調定等に基づく増です。

3款国庫支出金、1項国庫負担金ですが、既定額に1,677万9,000円を追加するものです。介護給付費の財源更正による負担金の増です。

2項国庫補助金ですが、既定額から984万8,000円を減額するものです。調整交付金の実績による減と、地域支援事業費の財源更正による補助金の減です。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金ですが、既定額に2,539万9,000円を追加するものです。介護給付費の財源更正による交付金の増です。

5 款県支出金、1 項県負担金ですが、既定額に1,394万3,000円を追加するものです。介護給付費の財源更正による負担金の増です。

2 項県補助金ですが、既定額から17万3,000円を減額するものです。地域支援事業費の財源更正による補助金の減です。

7 款繰入金、1 項一般会計からの繰入金ですけれども、既定額に1,203万8,000円を追加するものです。介護給付費の財源更正による繰入金の増額によるものです。

3 項介護サービス事業勘定繰入金ですが、既定額に105万3,000円を追加するものです。介護サービス事業勘定の諸支出金による増です。

続きまして、歳出についてです。

1 款総務費、1 項総務管理費ですが、既定額から4万9,000円を減額するものです。リーフレット作成等の減額によるものです。

3 項介護認定審査会費ですが、既定額から47万2,000円を減額するものです。審査会委員報酬、調査委託の減によるものです。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費から5 項の特定入所者介護サービス等費でありますけれども、総額の既定額に1 億232万8,000円を増額するものです。各サービス給付費の増によるものです。

3 款地域支援事業費、1 項介護予防・生活支援サービス事業費ですが、既定額から45万円を減額するものです。基準型訪問・通所介護サービス費、介護予防ケアマネジメント業務量の減によるものです。

2 項一般介護予防事業費ですが、既定額から70万円を減額するものです。介護予防事業費委託料の減によるものです。

3 項包括的支援事業・任意事業費ですが、既定額から14万4,000円を減額するものです。成年後見等報酬助成金の減によるものです。

5 款基金積立金、1 項基金積立金ですが、既定額から547万9,000円を減額するものです。歳入において国庫支出金、国庫補助金が減額となることから、調整のためにこの基金を減額するものです。

詳細につきましては4 ページから13ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、給与費明細書をごらんいただきたいと思います。

次に、介護サービス事業勘定（第2号）について説明いたします。

15ページをお願いします。

第1条です。予算の総額に歳入歳出それぞれ17万4,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ485万7,000円とするものです。

16ページ、第1表歳入歳出補正予算です。

歳入について。

1 款サービス収入、1 項予防給付費収入ですが、既定額に17万4,000円を追加するもの

です。介護予防サービス計画費の増によるものです。

続きまして、歳出について。

1 款サービス事業費、1 項介護予防支援事業費ですが、既定額から87万9,000円を減額するものです。介護予防支援業務委託料の減によるものです。

2 款諸支出金、1 項繰入金ですが、既定額に105万3,000円を追加するものです。介護特会（保険事業勘定）への繰入金の増によるものです。

詳細につきましては17ページから19ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、給与費明細書をごらんいただきたいと思ひます。

以上、平成29年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明いたしました。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○座長（小林祥宏君） これより議案第14号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（小林祥宏君） 続いて、議案第15号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

下水道課長、山崎秀樹君。

○下水道課長（山崎秀樹君） 議案第15号 平成29年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願ひます。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,356万9,000円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ10億4,607万4,000円とするものです。

2ページをお開き願ひます。

第1表歳入歳出予算補正についてご説明いたします。

まず、歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金ですが、既定額に656万8,000円を追加するものです。負担金収入の実績を勘案しまして追加するものです。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料ですが、既定額に676万円を追加するものです。使用料の収入を勘案しまして追加するものです。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金ですが、補助対象事業の変更によるもので、補正額の増減はございません。

5 款繰入金、1 項他会計繰入金ですが、既定額から1,129万7,000円を減額するものです。事業確定により一般会計からの繰入金を減額するものです。

8 款1 項町債ですが、既定額から1,560万円を減額するものです。事業確定により減額するものです。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

1 款 1 項 下水道事業費ですが、既定額から1,356万9,000円を減額するものです。事業確定により下水道維持管理費で841万7,000円、下水道整備事業費で515万2,000円を減額するものです。

3 ページをごらん願います。

第 2 表繰越明許費につきましては、流域関連公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業整備事業の一部を翌年度に繰り越すものでございます。

第 3 表地方債の補正につきましては、流域関連公共下水道事業の限度額を 1 億4,940 万円に変更するものです。事業確定によります減であります。

以上、平成29年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）につきましてご説明させていただきましたが、詳細につきましては 4 ページから 8 ページまでの事項別明細書、給与費明細書をごらんいただきたいと存じます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○座長（小林祥宏君） これより議案第15号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（小林祥宏君） 続いて、議案第16号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

下水道課長、山崎秀樹君。

○下水道課長（山崎秀樹君） 議案第16号 平成29年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

議案書 1 ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正につきましては、第 1 条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 517万6,000円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ 2 億8,052万6,000円とするものです。

2 ページをお開き願います。

第 1 表歳入歳出予算補正についてご説明いたします。

まず、歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金につきましては、既定額から108万3,000円を減額するものです。分担金収入の実績を勘案しまして減額したものです。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料につきましては、既定額から85万5,000円を減額するものです。使用料収入の実績を勘案しまして減額するものです。

5 款繰入金、1 項他会計繰入金につきましては、既定額から589万5,000円を減額するものです。事業確定に伴い繰入金を減額するものです。

7 款諸収入、1 項雑入につきましては、既定額に136万1,000円を追加するものです。消費税還付金を追加するものです。

2 項受託事業収入につきましては、既定額に129万6,000円を追加するものです。県の受託工事費収入を見込みまして追加するものです。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

1 款 1 項農業集落排水事業費ですが、既定額から517万6,000円を減額するものです。消費税、電気及び事業費の確定に伴い減額をするものです。

3 ページをお開き願います。

第 2 表繰越明許費につきましては、農業集落排水事業の一部を翌年度に繰り越すものです。

以上、平成29年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明させていただきましたが、詳細につきましては 4 ページから 8 ページの事項別明細書をごらんいただきたいと存じます。

ご審議のほうよろしくお願いいたします。

○座長（小林祥宏君） これより議案第16号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（小林祥宏君） 続いて、議案第17号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

水道課長、河原井明君。

○水道課長（河原井 明君） 議案第17号 平成29年度城里町水道事業会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

議案書の 1 ページをお開き願います。

第 1 条は総則ですので、第 2 条の収益的収入及び支出からご説明いたします。

第 2 条、平成29年度城里町水道事業会計予算第 3 条に定めました収益的収入と支出の予定額を補正するものです。収入、支出の既決予定額からそれぞれ4,525万2,000円を減額いたしまして、予定額を 7 億594万8,000円とするものです。

収入につきましては、1 款水道事業収益、1 項営業収益4,540万7,000円の減額であります。水道加入金の増がありますが、水道料金受託工事収益等の減によるものです。

2 項営業外収益15万5,000円の増額であります。長期前受金戻入の一般会計補助金、負担金の増によるものです。

支出につきましては、1 款水道事業費用、1 項営業費用4,525万2,000円の減額であります。施設の工事完了によります固定資産の振り替えで減価償却費の増がありますが、受託工事費の設計委託、工事請負費、総係費の人件費等の減によるものです。

続きまして、第 3 条、予算第 4 条に定めました資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2 億7,281万6,000円を 2 億6,560万8,000円に改めまして、資本的収入の予定額を補正するものです。

収入につきましては、1 款資本的収入の既決予定額から221万2,000円を減額いたしまし

て、予定額を1,259万3,000円とするものです。内容につきましては、一般会計負担金の減によるものです。

支出につきましては、1款資本的支出の既決予定額から942万を減額いたしまして、予定額を2億7,820万1,000円とするものです。内容につきましては、1項建設改良費の減額であります。施設の更新工事等に伴う設計委託料、工事請負費、補償費、土地購入費の減によるものです。

以上、平成29年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）の概要につきましてご説明申し上げます。

詳細につきましては3ページから5ページの補正予算実施計画、実施計画明細書をごらんいただきたいと存じます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○座長（小林祥宏君） これより議案第17号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（小林祥宏君） 続いて、議案第18号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長、大曾根直美君。

○財務課長（大曾根直美君） 別冊平成30年度城里町暫定予算書をごらん願います。

議案第18号 平成30年度城里町一般会計暫定予算書についてご説明申し上げます。

平成30年度城里町予算書の3枚目、1ページをお開き願います。

暫定予算の期間につきましては3カ月間を見込んでおり、行政運営上必要最小限の経費を計上したものであります。

第1条であります。一般会計暫定予算の総額は歳入歳出それぞれ20億9,500万円とするものです。

第2条、一時借入金は、借り入れの総額を2億円とするものです。

第3条、歳出予算の流用は、各項に計上した人件費の予算額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費の各項の間の流用をするものです。

2ページをお開き願います。

第1表歳入歳出暫定予算であります。

まず、歳入であります。

1款町税、1項町民税2億954万円ですが、個人、法人町民税の現年課税分、滞納繰越分を見込んでおります。

2項固定資産税6億1,010万6,000円ですが、現年課税分、滞納繰越分及び国有資産等所在市町村交付金の現年課税分を見込んでおります。

3項軽自動車税7,263万5,000円ですが、現年課税分、滞納繰越分を見込んでおります。

4 項町たばこ税3,058万5,000円ではありますが、現年課税分を見込んでおります。

5 項入湯税785万7,000円ではありますが、現年課税分を見込んでおります。

2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税1,185万2,000円ではありますが、6 月交付分を見込んでおります。

2 項自動車重量譲与税2,933万8,000円ではありますが、6 月交付分を見込んでおります。

6 款 1 項地方消費税交付金6,954万2,000円ではありますが、6 月交付分を見込んでおります。

10 款 1 項地方特例交付金353万2,000円ではありますが、4 月交付分を見込んでおります。

11 款 1 項地方交付税 7 億6,775万3,000円ではありますが、4 月及び6 月交付分の普通交付税を見込んでおります。

13 款分担金及び負担金、1 項負担金165万7,000円ではありますが、民生費負担金で高齢者福祉費負担金117万3,000円、保険料負担金48万3,000円等を見込んでおります。

14 款使用料及び手数料、1 項使用料2,556万8,000円ではありますが、総務使用料902万円、土木使用料1,571万2,000円、教育使用料83万6,000円を見込んでおります。

2 項手数料1,197万円ではありますが、総務手数料252万2,000円、衛生手数料941万2,000円等を見込んでおります。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金5,697万7,000円ではありますが、児童手当負担金5,509万7,000円、介護保険の低所得者保険料軽減負担金188万円を見込んでおります。

3 ページであります。

2 項国庫補助金192万5,000円ではありますが、個人番号カード交付事業補助金を見込んでおります。

3 項委託金113万円ではありますが、主なものは国民年金事務費委託金を見込んでおります。

16 款県支出金、1 項県負担金1,346万1,000円ではありますが、児童手当負担金1,252万1,000円、低所得者保険料軽減負担金94万円を見込んでおります。

2 項県補助金449万1,000円ではありますが、農業振興費補助金350万円等を見込んでおります。

3 項委託金897万4,000円ではありますが、総務費委託金で市町村事務処理委託金132万3,000円、個人県民税徴収取扱委託金750万4,000円等を見込んでおります。

17 款財産収入、1 項財産運用収入90万4,000円ではありますが、利子及び配当金で90万2,000円等を見込んでおります。

2 項財産売払収入3,000円を見込んでおります。

18 款 1 項寄附金557万7,000円ではありますが、ふるさと応援寄附金等を見込んでおります。

19 款繰入金、2 項基金繰入金1,000円を見込んでおります。

20 款 1 項繰越金 1 億円を見込んでおります。

21款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料150万2,000円を見込んでおります。主に町税延滞金収入であります。

3項貸付金元利収入81万6,000円ではありますが、高額療養費貸付金返還金40万円、災害援護資金貸付金元金収入41万6,000円を見込んでおります。

5項雑入4,730万4,000円ではありますが、場外車券場売場交付金2,268万円、学校給食費、現年分で334万2,000円、医療費返納金242万9,000円、消防団員退職報償金等受入金970万円等を見込んでおります。

4ページをごらん願います。

続きまして、歳出であります。

1款1項議会費3,611万6,000円ではありますが、人件費及び物件費等を見込んでおります。

2款総務費、1項総務管理費3億3,354万6,000円ではありますが、人件費1億9,312万3,000円を見込みまして、消耗品費、燃料費及びシステムの委託料等の物件費及び七会町民センターグラウンド維持管理委託料625万円を見込んでおります。

2項徴税费7,398万5,000円ではありますが、人件費3,607万6,000円を見込みまして、電算業務委託料等の物件費及び負担金等を見込んでおります。

3項戸籍住民基本台帳費1,985万5,000円ではありますが、人件費1,421万3,000円を見込みまして、戸籍等システム使用料及び委託料等の物件費等を見込んでおります。

4項選挙費39万9,000円ではありますが、選挙管理委員会費、システム使用料及び委託料等の物件費を見込んでおります。

5項統計調査費18万9,000円ではありますが、基幹統計調査等に伴う人件費を見込んでおります。

6項監査委員費16万5,000円ではありますが、委員報酬等を見込んでおります。

3款民生費、1項社会福祉費4億6,241万6,000円ではありますが、人件費4,452万2,000円を見込みまして、緊急通報システム委託料等の物件費、医療福祉等の扶助費及び介護保険特別会計の繰出金を見込んでおります。

2項児童福祉費2億1,853万6,000円ではありますが、人件費904万1,000円を見込みまして、委託料等の物件費等及び児童手当等の扶助費を見込んでおります。

4款衛生費、1項保健衛生費7,907万9,000円ではありますが、人件費1,231万4,000円を見込みまして、予防接種業務委託料等の物件費、扶助費等及び国民健康保険特別会計への繰出金を見込んでおります。

2項清掃費8,035万2,000円ではありますが、塵芥処理場、し尿処理場の人件費2,216万5,000円を見込みまして、環境センター設備補修工事設計委託料155万6,000円等の物件費及び一般廃棄物処理施設建設費2,114万6,000円を見込んでおります。

4款下水道費77万4,000円ではありますが、合併処理浄化槽設置補助金を見込んでおります。

5 款農林水産業費、1 項農業費7,140万1,000円であります。人件費2,863万4,000円を見込みまして、委託料等の物件費、地域おこし協力隊事業費等及び農業集落排水事業への繰出金を見込んでおります。

2 項林業費13万5,000円ありますが、みどりの少年団の補助金等を見込んでおります。

6 款1 項商工費7,199万2,000円ありますが、人件費857万4,000円を見込みまして、指定管理委託料等の物件費、ふるさと納税品者の返礼品代等を見込んでおります。

5 ページにまたがります。7 款土木費、1 項土木管理費2,255万7,000円ありますが、主に人件費で2,210万3,000円を見込んでおります。

2 項道路橋梁費2,865万3,000円ありますが、主に道路維持費を見込んでおります。

3 項河川費9 万6,000円ありますが、物件費を見込んでおります。

4 項都市計画費902万4,000円ありますが、人件費341万9,000円を見込みまして、公園の維持管理費及び公共下水道事業特別会計への繰出金を見込んでおります。

5 項住宅費1,304万2,000円ありますが、人件費397万7,000円を見込みまして、町営住宅の修繕費及び管理業務委託料等を見込んでおります。

8 款1 項消防費1 億2,595万2,000円ありますが、消防団員退職報償金及び水戸市消防本部への消防事務負担金を見込んでおります。

9 款教育費、1 項教育総務費6,465万2,000円ありますが、人件費5,476万7,000円を見込みまして、物件費等及び高校生通学費補助金を見込んでおります。

2 項小学校費4,209万円ありますが、人件費263万円を見込みまして、スクールバス運行委託料等の物件費及び扶助費等を見込んでおります。

3 項中学校費2,737万2,000円ありますが、人件費1,300万5,000円を見込みまして、部活動バス借上料等の物件費及び扶助費等を見込んでおります。

4 項幼稚園費1,690万5,000円ありますが、人件費1,245万5,000円を見込みまして、送迎バス運行委託料等の物件費等を見込んでおります。

5 項社会教育費6,328万6,000円ありますが、人件費3,408万2,000円、維持管理委託料等の物件費等及びふれあいの船事業の補助金を見込んでおります。

6 項保健体育費1 億2,876万4,000円ありますが、人件費1,108万6,000円を見込みまして、体育施設等の維持管理委託料等の物件費及び給食センターの食器洗浄機交換工事費3,207万6,000円、国民体育大会費4,845万2,000円等を見込んでおります。

10 款災害復旧費、1 項農林水産業施設災害復旧費、2 項公共土木施設災害復旧費であります。科目設定のみであります。

11 款1 項公債費1 億64万6,000円ありますが、償還金の元金利子を見込んでおります。

12 款諸支出金、1 項普通財産取得費ありますが、科目設定のみであります。

13 款1 項予備費300万円を計上いたしました。

以上、議案第18号 平成30年度城里町一般会計暫定予算書の説明であります。詳細に

つきましては7ページから74ページの事項別明細書、給与費明細書をごらんいただきたい
と思います。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○座長（小林祥宏君） 暫時休憩します。

10分。

午後 2時40分休憩

午後 2時50分開議

○座長（小林祥宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより議案第18号に対する質問をお受けいたします。

阿久津則男君。

○議員（阿久津則男君） まず、27ページの10款町民センター費なんですが、ここで11節
の需用費の中で、光熱水費345万円ですか、ここに入っていますけれども、これはあくま
でも3カ月分ということで4分の1の金額でいいのかどうか。

それと、水道と光熱と分けた場合、どの程度に分けられるのか。345万円を水道と光熱
費に分けた場合の金額を知りたい。

それと、町民センターは最終的に職員は何人くらいをしているのかをお聞きしたいと思
います。

それと、42ページの節の13番委託料の中で、環境センターの設備補修工事設計委託155
万6,000円、この内容を説明してほしいと思います。どこの部分といいますか、場所なの
かを教えていただきたいと思います。

それと、14節に使用料及び賃借料の中で、健康増進施設使用料44万3,000円、これは町
民課でしょうけれども、そのほか総務課で3万9,000円と、まちづくり戦略課で365万円が
健康増進施設の使用料として入っているんですが、その説明を聞きたいんですけども。

もう一つ、57ページの教育費、その中の13節の委託料の中でバス運行委託1,563万4,000
円、この金額は何カ月分なのかちょっと聞きたいんですが。

以上3点お願いします。

○座長（小林祥宏君） まちづくり戦略課長、鯉淵弘之君。

○まちづくり戦略課長（鯉淵弘之君） 阿久津議員にお答えいたします。

町民センターの光熱費でございますが、水道料についてはほとんどが……、内訳につい
てはちょっと把握していませんので、後で資料で分けて出したいと思っております。

○座長（小林祥宏君） 町長、上遠野修君。

○町長（上遠野 修君） 暫定予算ですので、水道料金、電気料金、ガス料金、3か月、
4分の1の金額になっているわけですが、今までより高いんじゃないかと思われたかもし
れませんが、これはホーリーホックのお風呂とかシャワーとか洗濯とかでどれぐらい使う

かわからないので、少し大目を取っているんですが、ただし、小メーターをつけてホーリーホックのクラブハウスで使った分については同額を請求しますので、例えば100万円水道料金とかガスを使ったら、100万円ホーリーホックにガス代、電気代を請求しますので、その分は町の実質的な持ち出しにはならないような形になっております。

町で実際に負担するのは町民センター分というんですかね、その部分だけのものになっております。

水道料金と電気料金とガス料金を幾らずつなのかというのは、ちょっと手元に内訳がないので、後ほどご説明させていただきます。

○議員（阿久津則男君） わからなくなっちゃうんで、一つ一つ質問していいですか。

○座長（小林祥宏君） はい。

○議員（阿久津則男君） 水道料かなりかかるようにこれ入っていますよね。今までの七会支所と公民館の電気料だけであればこんなにかからないと思うんだよね。これでやると1,200万以上かかっちゃうでしょう、4倍したら。1,300万かそこらかっちゃうものね。だから、私は水道料が随分かかっているのかなと思ったんですよ。もちろん今の町長の答弁だと、水道料は後で戻ってきますというのであれば、後で収入として入れるんですね。一たん出しておいて、後で……。何か感じ悪くなっちゃうからさ、いっぱいかかるようになっちゃっているから。もし戻ってくるなら、その分差し引いて予算に載せたっていいと思うんだけども。

○座長（小林祥宏君） 町長。

○町長（上遠野 修君） 例えば指定管理契約で、建物全体を指定管理者が管理している場合は、そういうふうに相殺して差額だけ予算計上というやり方ができるんですけども、役場が直接建物を管理しちゃっているんで、支出は支出でまとめて東京電力とか城里町水道課に建物全体として一回払うので、支出は支出で全体の金額を上げて、収入は収入で雑収入とか使用料のところにホーリーホックから取る同額分を計上して、そして実績を最後の3月補正で、実績確定で落とすという計上の仕方になりますので、実際こんなに使わなかった場合は、気が早い話ですけども、31年3月議会の補正で収入と支出を落すという処理を行うことになります。

○議員（阿久津則男君） さっき節約で載っていましたよ、「アツマーレ」のやつで。⑤番の経済効果。ここに全然電気料でこれだけ浮きますなんていうこと書いていないから、前は町長それ言っていたんだよね、支所と公民館と山びこの郷の電気料が1カ所になるから安くなるんですという説明しておいた割には、これに載ってこなかったからさ。これ見たら345万載っていて、4倍したら1,300万、1,400万なっちゃうから、これ訳が狂っちゃったのかなと思ったんですよ。

どっちにしても後でバックがされるんだから、それはそれで構わないですが、それ説明できるようにしてください。

○町長（上遠野 修君） ご指摘ありがとうございます。繰り返しになりますが、クラブハウス部分で使われた水道ですとかガス代は全て請求をしていくことになりますので、また一番使うのが風呂とシャワー室が別棟にありまして、そこは毎日何十人の人がお風呂入ったり、シャワー浴びたりするんで、水道や電気やガスを相当使うと見ていますので、小メーターをつけてちゃんとその建物は別で水道料金を計算して請求できるような仕組みとなっております。

○座長（小林祥宏君） 町民課長、柳橋司朗君。

○町民課長（柳橋司朗君） 阿久津議員さんの質問にお答えいたします。

環境センターの設備補修工事の設計委託の内訳でございますが、工事といたしましては1号炉乾燥段耐火物ほか補修工事、そのほかクレーン設備補修工事、ガス冷却塔補修工事、煙突の補修工事などがございます。

○座長（小林祥宏君） まちづくり戦略課長、鯉淵弘之君。

○まちづくり戦略課長（鯉淵弘之君） 阿久津議員にお答えいたします。

町民センターの職員の数でございますが、正職員が3名、嘱託職員が1名、教育委員会からの執行職員が1名でございます。

○議員（阿久津則男君） 5名ですね。

○まちづくり戦略課長（鯉淵弘之君） 合計で5名でございます。

○座長（小林祥宏君） 阿久津則男君。

○議員（阿久津則男君） 町民センターでは、これ職員、現在から見ると2人くらい減るんですか。町民センター、恐らくことしから手探り状態で始まると思うんですが、テレビ等でもやっていますから、あちこちから研修等で来ると思うんですよね、もちろん議会を初め、それでこの5人のほかに戦略課で対応する考えがもしかするとあるのかもしれないけれども、そういうのちょっと説明してほしいのと、町民課のほうですが、1号炉とかクレーンとかガス、あるいは煙突、これはやっぱり早急に直さなくちゃならないものなんですか。

それと、その156万で設計費が上がっていましたが、工事費はこの後すぐ出てくるのかどうか、もし金額がわかれば教えていただきたい。

○座長（小林祥宏君） 町民課長、柳橋司朗君。

○町民課長（柳橋司朗君） 工事の前に設計の委託を早目にやっておきまして、工事に係る準備とかがございますので、早目にしておく必要がございます。

それと工事の金額でございますが、1号炉の耐火物がおよそ700万ほどで、環境センター設備補修工事費といたしましては3,989万7,000円ほどを予定しております。煙突工事が1,600万ほどでございます。ガス冷却塔の工事が1,000万ほど、2号の集合機のロータリーバルブ工事が288万円程度でございます。

以上でございます。

○座長（小林祥宏君） 阿久津議員。

○議員（阿久津則男君） ごみ処理場も建てかえるんでしょうけれども、これごみ処理場のほうでしたっけ、そうですね。ごみ処理場のも新しく建てかえるんですよね。建てかえまで3年くらいかかるかと思うんですが、建てかえる前にも、これどうしても直さなくちゃならないもんなんでしょう。今上がっているということは。この155万6,000円の設計費がその4カ所の設計費でいいということですか。3,980万の設計費。

○座長（小林祥宏君） 町民課長、柳橋司朗君。

○町民課長（柳橋司朗君） 現在、3年後といいますか建てかえが予定されておりますけれども、それまで持たないというものでございます。設計料につきましても工事請負のほうの4件分の設計委託でございます。

○議員（阿久津則男君） あと、健康増進施設で何カ所かあったよね、町民課とか総務課とか。その内容を聞きたいんですが。総務課で3万9,000円、まち戦略で360万くらい出ていますよね。

○座長（小林祥宏君） 町民課長、柳橋司朗君。

○町民課長（柳橋司朗君） 先ほどの健康増進施設使用料についてでございますが、これはやまゆり荘営業停止に伴う確約に基づく地元に対するホロルへの入場料を補助するものでございます。これが44万3,000円でございます。

○座長（小林祥宏君） まちづくり戦略課長、鯉淵弘之君。

○まちづくり戦略課長（鯉淵弘之君） 阿久津議員にお答えいたします。

300万についての健康増進施設の予算でございますが、町民の広報等に登載しております割引券の補てんでございます。

○座長（小林祥宏君） はい。

○議員（阿久津則男君） 先ほど町民課のやまゆり荘の件ですけれども、これは人数といえますか、件数といえますか、どのくらい予定しているんでしょうか。

○座長（小林祥宏君） 町民課長、柳橋司朗君。

○町民課長（柳橋司朗君） 阿久津議員さんのご質問にお答えいたします。

ホロルの入場料を700円ぐらいいたしますと、約650人程度の人数を予定しております。

○議員（阿久津則男君） はい、わかりました。

○座長（小林祥宏君） ほかにございませんか。

教育委員会事務局長、五町義徳君。

○教育委員会事務局長（五町義徳君） 阿久津議員さんのご質問にお答えをいたしたいと思えます。

57ページ、13節バス運行委託料1,563万4,000円の内訳というか、期間ですけれども、3カ月分をとってございます。暫定なものですから、3月分プラス予備費を多少、通学のコースが変わることも想定いたしまして予備費も多目にとってございます。

以上でございます。

○議員（阿久津則男君） これ3カ月分ですか。これ掛ける4ですか年間でやると、そうだよね。

○教育委員会事務局長（五町義徳君） はい、そうだと思います。

○議員（阿久津則男君） 6,000万超えちゃうんですね。

それと、今コースが変わるとちょっと言ったような気がするんですけども、ちょっと説明して欲しいんですが。

○座長（小林祥宏君） 局長、五町義徳君。

○教育委員会事務局長（五町義徳君） 阿久津議員さんのご質問にお答えをいたしたいと思います。

それほど大きな違いはないかと思うんですけども、3カ月の間に転入とか、ちょっとコースが違って、ご存じのように新バス料金制度になりまして距離と時間で運行日が決まっています。そういったことのために予備として少し多目にとったということでございます。

○議員（阿久津則男君） じゃあ、その変更というのはどういう人が……かわって変更するだけですか。金額的にはこれ掛ける4倍になるということですね、4月の当初予算では。

○座長（小林祥宏君） 五町局長。

○教育委員会事務局長（五町義徳君） あくまでも予備費が入っていますんで、単純に欠ける4ではございません。若干かなり減るかと思います。

以上でございます。

○座長（小林祥宏君） ほかにございませんか。

藤咲芙美子君。

○議員（藤咲芙美子君） 26ページ、一斉放送システム補助についてお聞きします。

これ補助で10万入っていますけれども、どういう内容なのかをちょっとお聞きいたします。

それから、40ページ、甲状腺エコー検査が3万と入っていますが、これはいつまでのことなのか、今後どのようにするのかをお聞きいたします。

それから、49ページの健康増進施設についてなんですけど、この3,500万というのは暫定予算だとは言っているけども、年間で定時で払っているのは4,000万ですよ。それにプラス3,500万なんですか。そこら辺のところちょっと詳しくお聞きしたいと思います。

それから、56ページ、高校教育費補助、これは非常に助かっているという話はお聞きいたしますが、1年分出した人に補助を出すのか、1カ月でも補助が出るのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、70ページ、学校給食センター費なんですけど、食器洗浄の交換の工事ということなんですけれども、3,200万。これの詳細をお聞きいたします。

とりあえずこれをお願いいたしたいんですけれども。

○座長（小林祥宏君） まちづくり戦略課長、鯉淵弘之君。

○まちづくり戦略課長（鯉淵弘之君） 藤咲議員にお答えいたします。

健康増進施設指定管理料でございますが、1回の暫定予算で3,500万となっておりますが、年4回でお支払いをしている中で、1期がどうしても3月、年度末ということで経費等が開発公社に現金が少ないということで、1回目を3,500万町のほうでお支払いをしてございます。

以上でございます。

○座長（小林祥宏君） 健康保険課長、高堀義美君。

○健康保険課長（高堀義美君） 藤咲議員の質問にお答えいたします。

40ページの甲状腺検査精密検査助成金なんですけれども、これは29年度中に検査を受けた方で精密検査をこれから受ける方の助成金でございます。30年度は一応甲状腺検査は予定はございません。

○座長（小林祥宏君） 教育委員会事務局長、五町義徳君。

○教育委員会事務局長（五町義徳君） 藤咲議員さんのご質問にお答えをいたします。

まず、2件のうちの1件目なんですけれども、56ページ、19節高校生通学費補助800万円でございますけれども、短期間あるいは1年補助するののかのご質問ですけれども、バスにつきましては1年間となっております。電車通学につきましては半年でございます。ただし、高校3年生になれば途中、1月で授業等も終わるところもあることから、短期間での補助もしております。いずれも3割の補助ということでございます。

次に、70ページ、15節工事請負費3,207万6,000円の食器洗浄機交換工事についてでございますけれども、現在設置されているものがコンベア式の食器洗浄機でございます。これを新たに入れかえるために給食のない夏休みに工事を行いたいものですから、一気に3,207万6,000円をとったところでございます。老朽化により交換という形でございます。

以上でございます。

○座長（小林祥宏君） あと、まち戦略課。一斉放送の10万円というの答えてないの。

まちづくり戦略課長、鯉淵弘之君。

○まちづくり戦略課長（鯉淵弘之君） 藤咲議員にお答えいたします。

一斉放送の10万についてはちょっと把握できませんでした。後で報告させていただきま

す。

○座長（小林祥宏君） 藤咲芙美子君。

○議員（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

この一斉放送について把握していないということなんですけれども、私が聞きたいことは、防災無線が非常に、今回選挙で私町内ずっと聞いていまして、聞こえないという人が物すごく多いですよ。どうしたらいいのかを検討しているのかどうかをちょっとやっぱり

町でもう少し調べてほしいなと思っています。

今、本当に町民が町で発している重要な内容が町民の耳に届かないというようなことについては、非常に残念なことだと思うんですね。ですので、この件ちょっともう少し詳しく後で私も聞きたいと思いますけれども、一応把握していただきたいと思います。この10万がどういう形で使われているのかも、私知りたいと思っています。

それから、甲状腺エコー検査については、29年度で何人が入っているのか、何人分なのかがちょっと、3万だと10人分ぐらいですか……、何人分入っているのかちょっと3万では少なすぎるかなという感じがするんですけども、30年度は入っていないということなので、少し30年度に入れてほしいなというところもあるんですが、暫定なので、これはこれでいいです。30年度に予定ぜひ入れてほしいなと思っています。

それから、健康増進の3,500万、これはいつの時点で支払うんでしょうか。3月年度末ということなんですけれども、毎年、毎年3月の年度末に払っていたんですか。1回で今までもずっと払っていたんですか、それとも少しずつ払っていたんですか、その辺のところちょっとお聞きしたい。暫定予算で3,500万今回払わなければならない理由はどこにあるんでしょうかというところで、ちょっとお聞きしたかったんですけども。

それから、高校通学補助、これについてはバスの人では1年間非常にこれ喜ばれていません。ですので、このまま続けてほしいんですが、お金のない人は1年間払うことはできません。それに対しての補助があっても、1カ月とか2カ月、3カ月ずつしか買えないという人には補助が出ないとなると非常に不公平な感じになってしまうのかなという感じもあるので、そこら辺のところちょっと検討していただければいいかなと思っています。電車については6カ月ということでお答えいただいていますので。

あと、この給食センターの3,200万、新たに入れかえるためというて老朽化と言ってもはこんな3,200万もかかるものなんでしょうか。ちょっとびっくりした数字だったもんですからお聞きいたしました。

要するに、もう一度何とか私の質問に対してお答えしていただければいいんですが。

○座長（小林祥宏君） まちづくり戦略課長、鯉淵弘之君。

○まちづくり戦略課長（鯉淵弘之君） 藤咲議員にお答えいたします。

私の表現がちょっと悪かったのか、年度末というのは開発公社が3月で資金繰りが大変だということの表現で、申しわけございませんでした。今回の予算につきましては、開発公社が年度末が大変だということで、年度当初に暫定として3,500万入れているわけです。4回に入れていますので、4,000万についての後は300万ぐらいずつ入れるという形になっております。当初ということで大きく3,500万という予算になってございます。

以上です。

○座長（小林祥宏君） 健康保険課長、高堀義美君。

○健康保険課長（高堀義美君） 藤咲議員さんの質問にお答えいたします。

40ページの甲状腺検査精密検査助成金なんですけれども、29年度受診した方の精密検査の診断書料として1万円掛ける3人分の助成でございます。

○座長（小林祥宏君） 総務課長、大貫忠男君。

○総務課長（大貫忠男君） 消防の無線の件についてお答えいたします。

現在、無線についてはデジタル無線なんですけど、31年度からだど、ちょっと記憶のほうがあるんですけど、31年度から全国的にこれがデジタル化ということになります。というところと現在の使っている広報無線はちょっと変えないと使えないので、ただいま検討中なんですけど、デジタル化のほうはやはり、今使っている広報無線のほうも使えなくなってしまうので……

〔「マイク使ってください」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（大貫忠男君） 今使っている広報無線のほうも使えなくなってしまうかなというようなこともありますので、31年度までには整備しないと補助のほうもつかなくなってしまうので、検討中ではありますが、デジタル化の方向でいくのがいいのかなというような考えではおります。

以上です。

○座長（小林祥宏君） 教育委員会事務局長、五町義徳君。

○教育委員会事務局長（五町義徳君） 藤咲議員さんのご質問にお答えをいたします。

高等学校通学費助成事業、バス代の1年間は長いということで、短く検討できないかというご質問ですけれども、この制度が始まったときには短期でも、浸透させるために認めてまいりました。ただ、制度上、要綱の中で1年という決まりがございますので、短期間とするかどうかは今後の検討とさせていただきたいと思っております。

確かに生活困窮者は本当に困っているのはわかっているんですけれども、制度上どうしても1年としておるものですから、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

次に、食器洗浄機交換工事3,207万6,000円は高いのではないかとのご指摘なんですけれども、定価の見積もりの中での予算計上でございます。今後の入札の中でこういった額になるか、下がるかとは思っております。

この食器洗浄機につきましては、流れ作業によりほかの部分と一体化したもの、特殊な洗浄機ということでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○座長（小林祥宏君） 藤咲芙美子君。

○議員（藤咲芙美子君） 答弁ありがとうございます。

給食センターは、これは入札か何かでかけてやるものなんですか、それともどこか町で決めてやっているところなんですか。交換するところは。ちょっとそこのお聞きしたいと思います。

それから、高校通学の定期代については検討していただけるということなので、ぜひい

い方向で検討をいただきたいと思っております。とても助かると思います。

あとは、開発公社についてなんですけれども、これはこれから300万ずつ支払うということなんですけれども、4月の定例会の予算の中には4,000万まだ入らないんですよ。30年度の予算の中に4,000万入っているんでは、この暫定予算で3,500万払ったというのがちょっと意味が伝わらないと思うんですけれども、どうなんでしょうか。そこだけちょっとお聞きします。

○座長（小林祥宏君） 町長、上遠野修君。

○町長（上遠野 修君） 暫定予算は本予算の中に吸収されますので、本予算のときには4,000万として計上しますので、暫定で3,500万入っても通年で4,000万にすぎませんので、そこは増したわけではないので、ご安心ください。開発公社との契約で、毎年4月に4,000万のうち3,500万払う契約になっているんですね、年度当初に手元現金をたくさん持たせて、それで下半期は500万ぐらいしか払わないんですけれども、指定管理料。そういう資金計画に毎年なっているので、暫定で3,500万上げているわけです。

○座長（小林祥宏君） ほかにございませんか。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（五町義徳君） 藤咲議員さんのご質問にお答えいたします。

食器洗浄機交換につきまして、業者はこの予算が確定後に請負業者選定委員会の中で業者を決定しまして、その後正式な業者が決定するという流れになってございます。

以上でございます。

○議員（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

○座長（小林祥宏君） それでは、続いて、議案第19号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

健康保険課長、高堀義美君。

○健康保険課長（高堀義美君） 町暫定予算書の75ページをお開き願いたいと思います。

議案第19号 平成30年度城里町の国民健康保険特別会計（事業勘定）の暫定予算につきましてご説明いたします。

なお、暫定予算につきましては3カ月間を見込んで計上したものであります。

第1条であります。歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億435万5,000円とするものです。

第2条、歳出予算の流用につきましては、保険給付費に不足を生じた場合、同一款内で各項の間の流用とするものです。

76ページをお開き願います。

第1表歳入歳出暫定予算であります。

歳入であります。

1款1項国民健康保険税1億1,877万1,000円としたものです。一般及び退職被保険者等

の国民健康保険税の現年課税分、滞納繰越分であります。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料10万円としたものです。保険税の督促手数料であります。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金1,000円としたものです。災害臨時特例補助金であります。

4 款県支出金、1 項県補助金 3 億7,428万円としたものです。保険給付費等交付金であります。

5 款財産収入、1 項財産運用収入 2 万9,000円としたものです。基金積立金利子収入であります。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金8,877万1,000円としたもので、一般会計繰入金として保険基盤安定繰入金及び職員給与費等の繰入金等であります。

2 項基金繰入金につきましては1,000万円としたものです。

7 款 1 項繰越金につきましては1,000万円としたものです。

8 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料につきましては125万5,000円としたものです。

3 項雑入につきましては114万8,000円としたものです。

続きまして、77ページをお願いします。

歳出についてご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費1,810万3,000円としたものです。人件費及び療養給付費関係に伴う電算処理委託料等であります。

2 項徴収費162万2,000円としたものです。国保税電算処理委託及びシステム使用料等あります。

3 項運営協議会費10万1,000円としたものです。国保運営協議会委員報酬等あります。

2 款保険給付費、1 項療養諸費 3 億2,848万3,000円としたものです。一般被保険者及び退職被保険者等に係る療養給付費の支払いであります。

2 項高額療養費4,691万8,000円としたものです。一般被保険者及び退職被保険者等に係る高額療養費の支払いであります。

3 項移送費10万円としたものです。移送費の支払いであります。

4 項出産育児諸費420万3,000円としたものです。出産育児一時金の支払いであります。

葬祭諸費75万円としたものです。葬祭費の支払いであります。

3 款国民健康保険事業納付金、1 項医療給付費分 1 億4,653万円としたもので、一般及び退職者被保険者等医療給付費分納付金の支払いであります。

2 項後期高齢者支援金等分3,100万5,000円としたものです。一般及び退職被保険者等後期高齢者支援金分納付金の支払いであります。

3 項介護納付金分1,223万9,000円としたものです。介護納付金分納付金の支払いであります。

5款1項保健事業費274万2,000円としたものです。脳ドック及び人間ドック検診等の委託料であります。

2項特定健康診査等事業費956万5,000円としたものです。40歳から74歳までの特定健診の委託料等であります。

6款1項基金積立金2万9,000円としたものです。国民健康保険支払準備基金利子の積立金であります。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金71万5,000円としたものです。一般被保険者及び退職被保険者等保険税還付金及び還付加算金等であります。

9款1項予備費125万円としたものです。

以上、国民健康保険特別会計暫定予算（事業勘定）につきまして説明させていただきましたが、詳細につきましては79ページから92ページの事項別明細書、給与費明細書をごらんいただきたいと思っております。

続きまして、予算書の93ページをお開き願いたいと思っております。

平成30年度城里町国民健康保険特別会計（施設勘定）の暫定予算についてご説明いたします。七会診療所、沢山診療所合算しての予算となっております。暫定予算については3カ月間を見込んで計上したものであります。

第1条であります。歳入歳出暫定予算の総額は歳入歳出それぞれ6,791万7,000円としたものです。

94ページをお願いします。

第1表歳入歳出暫定予算であります。

歳入であります。

1款診療収入、1項外来収入3,439万3,000円としたものです。医科及び歯科の外来診療報酬及び一部負担金収入であります。

2項その他の診療収入150万円としたものです。医科、歯科に係る諸検査等収入であります。

2款使用料及び手数料、1項使用料7万2,000円としたものです。医師住宅使用料収入であります。

2項手数料10万6,000円としたもので、各種診断書料等であります。

3款繰入金、1項他会計繰入金3,023万5,000円としたものです。職員給与費等の一般会計からの繰り入れであります。

4款1項繰越金150万円としたものです。

5款諸収入、1項雑入11万1,000円としたものです。容器、衛生材料費及びハブラシ等販売代金等であります。

続きまして、95ページをお願いします。

歳出についてご説明いたします。

1 款総務費、1 項施設管理費4,629万9,000円としたものです。人件費及び施設維持管理費等であります。

2 項研究研修費20万8,000円としたものです。医師研修旅費及び負担金であります。

2 款 1 項医業費2,041万円としたものです。医療用医薬材料費及び諸検査委託料等であります。

5 款 1 項予備費100万円としたものです。

以上、国民健康保険特別会計暫定予算（施設勘定）につきまして説明させていただきましたが、詳細につきましては96ページから103ページの事項別明細書、給与費明細書をごらんいただきたいと思います。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○座長（小林祥宏君） これより議案第19号に対するご質問をお受けいたします。

ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（小林祥宏君） 続いて、議案第20号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

健康保険課長、高堀義美君。

○健康保険課長（高堀義美君） 続きまして、同じ暫定予算書の105ページをお願いいたします。

議案第20号 平成30年度城里町後期高齢者医療特別会計暫定予算につきましてご説明いたします。

暫定予算につきましては、3カ月間を見込んで計上したものであります。

第1条であります。歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,708万2,000円とするものです。

106ページをお願いします。

第1表歳入歳出暫定予算であります。

歳入であります。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料3,653万5,000円としたものです。特別徴収、普通徴収及び滞納繰越分の保険料であります。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料1万円としたものです。督促手数料収入であります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金40万3,000円としたものです。一般会計からの事務費繰入金であります。

4 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料7,000円としたものです。延滞金であります。

2 款償還金及び還付加算金12万6,000円としたもので、保険料還付金であります。

5 款 1 項繰越金1,000円としたものです。前年度繰越金であります。

続きまして、107ページをお願いします。

歳出についてご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費28万7,000円としたものです。後期高齢者医療制度関連のシステム使用料であります。

2 項徴収費9万5,000円としたものです。保険料収納関係の電算処理委託料等ではありません。

2 款1 項後期高齢者医療広域連合納付金3,654万4,000円としたものです。徴収いたしました保険料を広域連合へ納付するものでございます。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金15万6,000円としたもので、保険料還付金等であります。

以上、後期高齢者医療特別会計暫定予算につきまして説明させていただきましたが、詳細につきましては108ページから111ページの事項別明細書をごらんください。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○座長（小林祥宏君） これより議案第20号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（小林祥宏君） 続いて、議案第21号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

長寿応援課長、加藤薫君。

○長寿応援課長（加藤 薫君） 議案第21号 平成30年度城里町介護保険特別会計暫定予算につきまして説明いたします。

暫定予算の期間につきましては、3カ月を見込んで計上したものです。

113ページをお願いします。

第1条です。暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億4,254万7,000円とするものです。

第2条、歳出の予算の流用につきましては、保険給付費の各号に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費の各項の間の流用をするものです。

114ページをお願いします。

第1条歳入歳出予算です。

歳入です。

1 款保険料、1 項介護保険料9,199万7,000円としたもので、第1号被保険者からの特徴、普徴保険料の現年度滞納繰越分です。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料8,000円としたもので、主に督促手数料収入です。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金8,928万8,000円としたもので、介護給付費の負担金の現年度、過年度分の収入です。

2 項国庫補助金4,558万3,000円としたもので、調整交付金及び地域支援事業交付金の現年度、過年度分の収入です。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金1億3,771万7,000円としたもので、介護給付

費交付金、地域支援事業費交付金の現年度、過年度分の収入です。

5 款県支出金、1 項県負担金7,419万7,000円としたもので、介護給付費県負担金の現年度、過年度分の収入です。

2 項県補助金317万4,000円としたもので、地域支援事業交付金の現年度、過年度分の収入です。

3 項財政安定化基金支出金につきましては1,000円のみです。

6 款財産収入、1 項財産運用収入5,000円としたもので、介護給付費準備基金の利子収入です。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金8,957万1,000円としたもので、介護給付費に対する町負担分、職員給与費及び事務費繰入金、地域支援事業繰入金、低所得者保険料軽減繰入金の現年度、過年度分です。

2 項基金繰入金1,000万としたもので、介護給付費準備基金からの繰入金です。第7期事業計画に基づき保険料の上昇を抑制するための繰り入れであります。

8 款繰越金、1 項繰越金100万円としたもので、前年度繰越金です。

9 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料3,000円としたもので、第1号被保険者からの延滞金と加算金及び過料です。

115ページとなります。

2 項雑入につきましては3,000円のみです。

続きまして、歳出です。

116ページをお願いします。

1 款総務費、1 項総務管理費1,560万円としたもので、人件費、印刷製本費、事務処理システム保守委託費等であります。

2 項徴収費105万2,000円としたもので、通信運搬費、保険料算定業務委託費等です。

3 項介護認定審査会費310万4,000円としたもので、認定審査会委員報酬、認定調査に伴う諸費用です。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費4億5,392万円としたもので、介護保険サービスを利用した要介護1から5の被保険者に対し保険給付費として支出する費用です。

2 項介護予防サービス等諸費988万5,000円としたもので、介護予防サービスを利用した要支援1、2の被保険者に対して給付費として支出する費用です。

3 項高額介護サービス等費996万7,000円としたもので、在宅や施設で介護保険サービスにかかった費用の利用者負担額が一定の上限額を超えた場合に支給する費用です。

4 項高額医療合算介護サービス等費366万円としたもので、各医療保険における世帯内の1年間の介護保険と医療保険のサービス利用にかかった利用者負担の合計が一定の上限額を超えた場合について支給する費用です。

5 項特定入所者介護サービス等費2,524万5,000円としたもので、介護保険施設へ入所し

た低所得者の方の施設利用が困難とならないよう、居住費と食費の負担を軽減するために給付する費用です。

6 項その他の諸費35万1,000円としたもので、国保連への審査支払手数料です。

3 款地域支援事業費、1 項介護予防・生活支援サービス事業費546万8,000円としたもので、要支援1、2の認定者と基本チェックリストで事業対象者と判定された被保険者への予防事業費です。

2 項一般介護予防事業費155万5,000円としたもので、65歳以上の全ての被保険者への予防事業費です。

3 項包括的支援事業・任意事業費1,271万2,000円としたもので、地域包括支援センター運営の費用等でございます。

4 項その他諸費9,000円としたもので、地域支援事業に係る審査支払手数料です。

4 款財政安定化基金拠出金、1 項財政安定化基金拠出金1,000円です。

5 款基金積立金、1 項基金積立金5,000円としたもので、基金の利子の積立金です。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金1万2,000円としたもので、過誤納還付金の費用です。

117ページとなります。

2 項延滞金につきましては1,000円のみです。

以上、城里町介護保険特別会計（保険事業勘定）の暫定予算について説明をさせていただきました。

詳細につきましては118ページから132ページまでの事項別明細書、給与費明細書をごらんいただきたいと思います。

続きまして、133ページをお願いします。

平成30年度城里町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）の暫定予算につきましてご説明いたします。

第1条、サービス事業勘定の暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ105万4,000円とするものです。

134ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算です。

歳入です。

1 款サービス収入、1 項予防給付費収入105万3,000円としたもので、介護保険の要支援1、2の認定を受けた利用者の介護予防サービス計画費の収入です。

2 款繰越金、1 項繰越金1,000円につきましては、前年度の繰越金です。

続きまして、歳出です。

1 款サービス事業費、1 項介護予防支援事業費105万4,000円としたもので、介護支援専門員の人件費及び介護予防サービス費作成の委託料です。

以上、平成30年度城里町介護保険特別会計の暫定予算についてご説明をさせていただきました。

詳細につきましては135ページから137ページまでの事項別明細書、給与費明細書をごらんいただきたいと思います。

ご審議のほどをよろしく願いたします。

○座長（小林祥宏君） これより議案第21号に対するご質問をお受けいたします。

藤咲芙美子君。

○議員（藤咲芙美子君） 127ページの介護予防生活支援サービス事業費についてお伺いたします。

これ多分、要支援の1、2に關することだと思んですが、桂地区と七会地区の人が七会保健センターで行っていたいきいき体操、元気体操というんですか、元気はつらつ体操ってやっていたんですよね、それが3月で終わりだと言われたんだそうです。そのことについて、何で3月で終わりなのかをお聞きしたいんですけども、常北地区ではずっと続けているというんですね、でも、合流したくて電話をしたけれども常北地区はいっぱいでだめだと言われて、結局、桂地区と七会地区の人が七会保健センターで行っていた元気はつらつ体操がなくなってしまうというようなことについてなんです、なぜこういうことが起きてしまうのかお聞きしたいんですけども。

○座長（小林祥宏君） 長寿応援課長、加藤薫君。

○長寿応援課長（加藤 薫君） 藤咲議員のご質問にお答えします。

平成27年度の介護保険の改正に伴いまして、早い自治体では28年から地域支援事業を開始しております。城里町では平成29年度から地域支援事業の中で、ただいま質問があった件についても民間の事業所に完全委託というふうな形で進めてまいりました。ただ、この歳出の分は全て国・県の補助といいますか、財源構成がありますので、おのずと1人当たりの経費の上限が定められております。つまり、少数人数でも前と同じようにやったときに、そこは国・県のほうでキャップをしてしまいますので、一定程度効率よい介護保険の給付と見合って、その1人当たりの経費を定めなければならないということで、ただいまのご質問にあったように、七会地区と桂地区の方が七会保健センターでやっていた事業への参加が募集が少なくなってしまうために、続けると1人当たりの、介護で言えば給付費と同じようなように1人当たりの経費が上限を超えますと、おのずと歳入の分で制限がされるということで、事業が今までどおりにはできないということになります。

そういうことをあらかじめ想定していたものですから、一般介護予防ということでただいまも説明いたしましたホールの湯を使って予防の体操事業を28年度、予算が少しおくれましたので中途からはなりましたけれども、初めて好評だというふうに聞いております。

この一般介護予防事業につきましては、引き続き30年度も行う予定です。ただ、そちらへは前は町が用意したタクシー、29年度からは事業者が予定したタクシー等で行くという

のが七会保健センターでやっていた事業なんですけれども、ホールの湯には自分で行くか、あるいは家族の方に送ってもらうか、そういうふうを送迎等で少し違いはありますけれども、予防事業としては十分に効果があるというふうに考えております。

○座長（小林祥宏君） 藤咲芙美子君。

○議員（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

ということは、そういういろいろな、さまざまな理由だと思うんですけども、参加人数が少なくなったので給付で制限されるからということだと思うんですが、ここの方で利用していた人たちが、もう日常生活が自立できるからということで卒業しましょうということでどんどん人数が減らされていって、そして改めてまたどうですかという再募集はしたのか、してなかったのかよくわからないんですが、募集もしないで人数が少なくなったから中止にするというようなことっておかしいんじゃないのかなというのを町民の方からお聞きいたしました。

こういうのっていうのは、やっぱり七会地区、桂地区の人たちは一生懸命頑張っていて、これからも頑張っていていきたい、利用したいというところで、常北地区の人は無料でやっている、こっちは有料になってしまうということの差ということですか、言葉であれば差別になってしまうようなことになるということで、ちょっと不満を言っていたというようなことなんですけど、なぜこういうことが同じ町の中でできてしまうのかなというのをちょっと疑問に思ったので、質問いたしました。

ですので、できれば事業所をふやすとか、何とかして今までの要介護、要支援が国の制度によって変えられてしまったということで、いろいろ市町村に影響が出てきているわけですね。だから、もう市町村はやっぱり住民の要望に対する福祉行政とかというのはきちんともう少し頑張ってやっていただきたいなということを申し上げたいと思います。

ですので、何らかの形で少し検討して、しっかりと現状を把握していただいて、何とかできるようになればいいかなということを感じていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

もしよければ答弁お願いいたします。

○座長（小林祥宏君） 長寿応援課長、加藤薫君。

○長寿応援課長（加藤 薫君） 一つは、七会地区、桂地区に予防事業を適切に行う施設等の問題もあります。おっしゃられるように予防事業が重要だということで、平成30年度からは生活支援体制整備事業ということで、これは山間の地域支援事業の中に包括しているんですけども、地域で安心して暮らせるために生活支援コーディネーターに活躍していただいて、もう一つは協議体をつくって、どういう方法で予防とか、あるいは高齢者がその地域で安心して暮らせるような施策をつくるかということを積極的に行えということが国・県のほうから、これも平成27年度の介護保険制度の改正に伴って、いよいよ30年度から開始をするという運びになっております。

その中では、在宅医療介護連携ということ、医療と介護のバランス、高齢者ですからどっちも使うということにはなると思うんですけども、そういうことを含めて最終的には在宅重視の介護保険制度というふうになると思います。30年度からその事業をどういふふうに進展させていくかということが今のご質問のお答えになるかと思ひます。

○議員（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

○座長（小林祥宏君） ほかにござひませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（小林祥宏君） 続いて、議案第22号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

下水道課長、山崎秀樹君。

○下水道課長（山崎秀樹君） 議案第22号 平成30年度城里町公共下水道事業特別会計暫定予算についてご説明申し上げます。

暫定予算書の139ページをお開き願ひます。

なお、暫定予算の期間は3カ月間を見込んで計上してござひます。

城里町公共下水道事業特別会計暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,063万8,000円とするものです。

140ページをお開き願ひます。

第1表歳入歳出暫定予算であります。

まず、歳入でござひます。

1款分担金及び負担金、1項負担金137万円でありましたが、公共下水道事業受益者負担金現年度、過年度分を見込んでおります。

2款使用料及び手数料、1項使用料3,010万3,000円でありましたが、公共下水道使用料現年度、過年度分を見込んでおります。

2項手数料6万5,000円でありましたが、排水設備の計画確認、検査手数料、督促手数料を見込んでおります。

5款繰入金、1項他会計繰入金409万7,000円でありましたが、一般会計からの繰入金を見込んでおります。

6款1項繰越金500万でありましたが、前年度からの繰越金を見込んでおります。

7款諸収入、1項雑入3,000円ですが、排水設備工事申請用紙代等を見込んでおります。

続きまして、歳出であります。

1款1項下水道事業費3,963万8,000円でありましたが、流域特環公共下水道2地区の施設の維持管理に要する経費であります。人件費、需用費、役務費、委託料、工事請負費、負担金等を見込んでおります。

3款1項予備費100万円を計上いたしました。

以上、平成30年度城里町公共下水道事業特別会計暫定予算についてご説明いたしました
が、詳細につきましては141ページから147ページまでの事項別明細書、給与費明細書をご
らんいただきたいと存じます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○座長（小林祥宏君） これより議案第22号に対するご質問をお受けいたします。
よろしいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（小林祥宏君） 続いて、議案第23号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

下水道課長、山崎秀樹君。

○下水道課長（山崎秀樹君） 議案第23号 平成30年度城里町農業集落排水事業特別会計
暫定予算についてご説明申し上げます。

暫定予算書の149ページをお開き願います。

暫定予算の期間は3カ月を見込んでございます。

城里町農業集落排水事業特別会計暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,006万円とす
るものです。

150ページをお開き願います。

第1表歳入歳出暫定予算であります。まず歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金7,000円は科目設定のみでございます。各地区の農
業集落排水受益者分担金現年度、過年度分です。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料1,208万2,000円でございますが、農業集落排水使用料
現年、過年度分を見込んでおります。

2 項手数料3,000円でございますが、排水設備計画手数料、検査手数料、督促手数料を見
込んでおります。

3 款財産収入、1 項財産運用収入1,000円でございますが、農業集落排水事業債償還準備
基金利子を見込んでおります。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金1,596万6,000円でございますが、一般会計からの繰入金
を見込んでおります。

5 款 1 項繰越金200万円でございますが、前年度からの繰越金を見込んでおります。

6 款諸収入、1 項雑入1,000円ですが、図面等のコピー代を見込んでおります。

続きまして、歳出であります。

1 款 1 項農業集落排水事業費2,981万円でございますが、農集排5地区の施設維持費、管
理に要する経費であります。人件費、需用費、役務費、委託料、工事請負費、負担金等
を見込んでおります。

3 款 1 項予備費25万円を計上いたしました。

以上、平成30年度城里町農業集落排水事業特別会計暫定予算についてご説明させていただきましたが、詳細につきましては151ページから156ページまでの事項別明細書、給与費明細書をごらんいただきたいと存じます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○座長（小林祥宏君） これより議案第23号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（小林祥宏君） 続いて、議案第24号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

水道課長、河原井明君。

○水道課長（河原井 明君） 議案第24号 平成30年度城里町水道事業会計暫定予算についてご説明いたします。

暫定予算書の157ページをごらん願います。

暫定予算の期間につきましては3カ月間を見込んでおり、行政運営上最小限の経費を計上するものです。

第1条は総則で、第2条、業務の予定量より説明いたします。

（1）当該年度給水戸数は7,776戸を予定しております。

（2）当期総配水量（3カ月分）は56万8,748立方メートルを見込んでおります。

（3）1日平均配水量は6,250立方メートルを見込んでおります。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めるものです。

収入につきましては、1款水道事業収益8,517万2,000円、1項営業収益8,514万7,000円ではありますが、給水収益、その他の営業収益を見込んでおります。

3項特別利益2万5,000円ではありますが、水道料金の過年度分、調定増額等を見込んでおります。

支出につきましては、1款水道事業費用8,517万2,000円、1項営業費用8,514万7,000円ではありますが、水道施設の維持管理費、総係費を見込んでおります。

3項特別損失2万5,000円ではありますが、水道料金の過年度分、調定減額等を見込んでおります。

続きまして、158ページをごらん願います。

第4条につきましては、各項の経費の金額を利用することができる場合を1項営業費用、2項営業外費用とするものです。

第5条の経費の流用につきましては、職員給与費1,958万2,000円をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の金額をその金額に流用にする場合には、議会の議決を得なければならないとするものです。

第6条につきましては、たな卸資産の購入限度額を32万円とするものです。

以上、平成30年度城里町水道事業会計暫定予算の概要を説明させていただきました。

詳細につきましては160ページから163ページの暫定予算実施計画、事項別明細書、給与費明細書をごらんいただきたいと存じます。

以上、ご説明申し上げました。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○座長（小林祥宏君） これより議案第24号に対するご質問をお受けいたします。

小坪孝君。

○議員（小坪 孝君） 水道課長にちょっとお聞きします。

これ加入者が7,700軒くらいかな、選挙活動の中で町民の方向人かに言われたんですけども、要するに、城里町が合併したときに桂の基本給が安くて、常北町の基本給が高かったと。そういう形で、町が金がないから常北町の基本給に合わせて水道の基本料金が上がったという形で言われました。そういうふうに町民から言われると、町民の方が子供たちは学校給食費が無料で、病院代が安くて、俺らが育てるころには非常に苦勞して金を払って子供を育てただけけれども、今になって年金生活で年金をもらって生活するのに公共下水道と水道代を払って生活するのは大変だと、そういう形で言われまして、ちょっとこれ戸数からいくと1軒1,000円の基本料金にしたとしたらば、ホーリーホックがお金を出してくれる800万円ぐらいの金額ですので、町でもこの800万ぐらいの予算を水道課のほうに算出して、高齢者にも優しいまちづくりをしていただきたいためにも、基本料金を1,000円にしてもらうことをここでお願いして。答弁はいいです。以上お願い。

○座長（小林祥宏君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（小林祥宏君） 続いて、議案第25号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

まちづくり戦略課長、鯉淵弘之君。

○まちづくり戦略課長（鯉淵弘之君） 議案第25号 公の施設の広域利用に関する協議についてであります。県央地域構成市町村による広域連携事業により広域利用に指定する公の施設について協議を行う必要が生じたため、地方自治法244条の3第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○座長（小林祥宏君） これより議案第25号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（小林祥宏君） 続いて、議案第26号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長、大貫忠男君。

○総務課長（大貫忠男君） 3月22日に提出いただくものでございますが、説明のほうをさせていただきます。

議案第26号 城里町監査委員の選任につき同意を求めることについて。

下記の者を監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

選出区分議選、住所、氏名、生年月日。

任期につきましては、議会の同意の日から4年間となります。

以上でございます。

○座長（小林祥宏君） これより議案第26号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（小林祥宏君） ここで建設課長より発言を求められておりますので、発言を許可いたします。

都市建設課長、桧山正春君。

○都市建設課長（桧山正春君） 午前中の審議で三村議員から事業の29年度の進捗率という質問がございました。進捗率に関しましてはないんですけれども、執行率というものがございまして、29年度の道路維持工事の工事執行率98.33%、道路新設改良事業の工事請負費の進捗率76.38%でございます。

○座長（小林祥宏君） まちづくり戦略課長、鯉淵弘之君。

○まちづくり戦略課長（鯉淵弘之君） 先ほど藤咲議員の質問に対し手元資料がなかったのでお答えできなかった件についてお答えをしたいと思います。

一般会計の暫定予算の26ページ、企画費の19節の一斉放送システム補助金でございます。金額が10万でございます。

一斉放送補助金交付要綱城里町がありまして、第3条に補助金の額はということで、生活保護法の規定により保護を受けている世帯については工事費の9割を超えない範囲内で町が負担するものとするとなっております。今回の10万円につきましては、放送補助金の3条に基づいて計上してございます。

よろしく願いいたします。

○座長（小林祥宏君） 続いて、選挙第3号 笠間地方広域事務組合議会議員の選挙についてから、選挙第5号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

議会事務局長をして説明を求めます。

議会事務局長、阿久津雅志君。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 選挙第3号 笠間地方広域事務組合議会議員の選挙についてから選挙第5号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてまで一括ご説明いたします。

まず、選挙第3号 笠間地方広域事務組合議会議員の選挙についてでございますが、この組合は、本町と笠間市及び水戸市とで組織している組合でございます。

事務としては、斎場及び火葬場の設置及び管理運営でございます。

この組合の議員につきましては2名を選挙するものでございます。

次に、選挙第4号 水戸地方農業共済事務組合議会議員の選挙についてでございますが、この組合は本町と水戸市、大洗町、茨城町の4市町で組織しているものでございます。

事務としては、農業共済事業の共同処理でございます。

この組合の議員につきましては3名を選挙するものでございます。

次に、選挙第5号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてでございますが、この広域連合は県内44全市町村で組織されてございます。

事務としては、後期高齢者の医療に関する法律に規定する被保険者の資格の管理、医療給付、保険料の賦課、さらには保険業務等でございます。

この広域連合の議員につきましては1名を選挙するものでございます。

以上でございます。

閉 会

○座長（小林祥宏君） 以上で本日の全員協議会の協議事項は全て終了いたしました。

なお、来る3月22日木曜日、午前10時をもって平成30年第2回城里町議会臨時会が招集されておりますので、午前9時50分までに控室にお集まりいただきますようよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、全員協議会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 4時20分閉会